

しよないせいかつ 所内生活のしおり

いわくにけいむしよ
岩国刑務所

ちゆういじこう 注意事項

い か きさい いはん ばあい いはんこうい
以下に記載されたことに違反した場合は、違反行為とし

ちようさとう ちゆうい
て調査等になることもあるので、注意してください。

- し じ ばあいいがい かって はず
1 指示された場合以外、勝手にルールを外さないこと。
- はそんとう たいせつ と あつか
2 破損等させないように大切に取り扱いのこと。
- か こ
3 書き込みをしないこと。

目次

	はじめに	1
だい第 1	いっぼんてき ころえ 一般的な心得	2
だい第 2	どうさじげん 動作時限	5
だい第 3	しょぐうちょうさ けいしつこうかいしじ しどう 処遇調査と刑執行開始時の指導	8
だい第 4	せいげん かんわ 制限の緩和	9
だい第 5	ゆうぐう そち 優遇措置	11
だい第 6	さぎょう 作業	14
だい第 7	かいぜんしどう 改善指導	19
だい第 8	きょうかしどう きょういくてきかつどう えんじょおよ しょせきとう とりあつか 教科指導、教育的活動の援助及び書籍等の取扱い	22
だい第 9	じ こけいやくさぎょうおよ よ かかつどう えんじょ 自己契約作業及び余暇活動の援助	27
だい第 10	がいしゅつおよ がいほく 外出及び外泊	29
だい第 11	けいじしせつしきついいんかい 刑事施設視察委員会	30
だい第 12	ぶつびん たいよおよ しきゅう 物品の貸与及び支給	32
だい第 13	きんびん とりあつか 金品の取扱い	34
だい第 14	いりょうおよ ほけんえいせい 医療及び保健衛生	38
だい第 15	しゅうきょうじょう こういおよ しゅうきょうきょうかい 宗教上の行為及び宗教教誨	42
だい第 16	とくしめんせついいん めんせつそうだんせいど 篤志面接委員による面接相談制度	43
だい第 17	めんかい しんしょ はつじゅおよ でんわとう つうしん 面会、信書の発受及び電話等による通信	44
だい第 18	さいがいじ たいおう 災害時の対応	49
だい第 19	しょう ばつ 賞罰	50
だい第 20	かくり 隔離	52
だい第 21	ふふくもうした とう 不服申立て等	53

だい 第22	しゅつ しょ 出所	59
だい 第23	うんてんめんきょしょう 運転免許証	63
だい 第24	とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ ざいりゅう 特別永住者証明書・在留カード	64
だい 第25	こくみんねんきん 国民年金	65
だい 第26	こくみんけんこうほけんとう ほけんりょう げんめん 国民健康保健等の保険料の減免	68
だい 第27	せんきょ 選挙	68
だい 第28	マイナンバーカード	69
むす 結び		69

はじめに

皆さんは、今日から岩国刑務所で生活することになりました。

岩国刑務所職員は、皆さんが岩国刑務所で生活することとなった背景を調査・分析し、受刑生活中、皆さん一人一人に合った指導や支援を行い、皆さんの再犯防止を目標とした社会復帰を応援します。

皆さんの社会での生活や事件の背景は、それぞれ違いますが、職員の指導に素直に耳を傾け、自身の犯した事件と誠実に向き合い、被害者の方々に対する謝罪や今後の対応を考え、真剣に反省するとともに、二度と犯罪に手を染めることなく、健全な社会の一員として生活できるよう、自信をもって出所することを期待しています。

この「所内生活のしおり」は、岩国刑務所で生活していく上で、知っておくべき必要な決まりごとなどをまとめたものです。よく読んで理解してください。分からないことがあれば、決められた方法により、必ず職員に聞いてください。

だい 第1 いっぱんてき こころえ
一般的な心得

- 1 あなたは、罪を犯したことで、多くの人に迷惑を掛けました。あなたの犯罪に直接の被害者がいない場合でも、あなたの犯罪により迷惑を被った人がいるのではないのでしょうか。被害者やその御家族はもちろんのこと、あなたと関わりのある人があなたの犯した罪で悩み、苦しみ、つらい思いをしています。このことを常に忘れずに生活しましょう。
- 2 所内での生活を意義あるものにすべく、時間を見つけて、過去の自分の生活に反省すべき点はないかを振り返るとともに、将来の生活設計にも思いを巡らせましょう。
- 3 皆それぞれ性格、信条、生育歴、生活環境、刑務所に収容されることとなった原因が異なります。常に自分が集団の一員であることを自覚し、同じことを自分がされたらどう思うかを考え、相手の立場を理解し、尊重し合って生活すること。
- 4 誰に対しても言葉遣いや態度に気を付け、人の嫌がるような言動は慎むこと。
- 5 他の人に対しては、「〇〇さん」と姓で呼ぶこと。
- 6 自分の住所や電話番号、メールアドレス、家族の氏名、事件のことなどは、他の人に教えたりせず、また他の人のプライバシーに属する事柄を詮索したり、知り得た情報をノート等に記載して外部に持ち出したりしないこと。
- 7 職員の言葉に耳を傾け、特に、職員の指示には、従うこと。一人の職員が多くの人にたいおうしなければなりませんから、職員の指示にあなたがその場で異議を唱えることを認めると、施設の運営が成り立たず、混乱します。あなたが、職員の指示が不当であると感じたならば、後で、定められた方法により、不服を申し立てることは当然認められています。その手続については、後に説明します。
- 8 職員に申出をする場合には、居室においては、報知器を下ろし、又は呼出ボタンを押して、職員が来るまで静かに待つこと。廊下の復旧ボタンは、職員以外には触らないこと。工場においては、黙って片手を挙げて、職員が応対するまで待つこと。一人の職員が多くの人を受け持っていますので、すぐに職員が来ないからといって、大声を出したりしてはいけません。
ただし、火災や同室者の急病など緊急の用件の場合には、大声又はインターホンで職員に知らせること。

- 9 必要な申出以外は職員に話し掛けないこと。特に、作業中に作業と関係のない話を持ち掛けたり、移動中に話し掛けないこと。
- 10 願箋や書類を提出したり、物品を受領したりするときは、左手人指し指で指印を押すか、又は署名すること。
- 11 服、履物、作業用帽子は正しく着用し、だらしない服装をしたり、居室内において、許可なく裸や下着だけになったりしないこと。
- 12 腕組みをしたり、ポケットに手を入れたりせず、両手を自然に伸ばして歩くこと。また、履物を引きずるなどだらしない歩き方をしないこと。二人以上で歩行するときは、並んで歩くこと。
- 13 貸与又は支給された物品や備品などは大切に扱うこと。それらのものを壊したり、紛失したりしたときは、すぐ職員に申し出ること。
- 14 貸与又は支給された物品や自弁品は、他の人にあげたり、交換したりしないこと。使えなくなった貸与又は支給された物品(タオル、歯ブラシ、その他日用品)は、勝手に処分せず職員に申し出て交換してもらうこと。
- 15 けがをしたときは、けがの程度にかかわらず、すぐ職員に申し出ること。
- 16 暴行されたり、不正なことを勧められたり、不当なことを要求されたりしたときは、すぐ職員に申し出ること。
- 17 持ち主の分からない物や不審な物を発見したときは、安易に拾ったり、触ったりせず、すぐ職員に申し出ること。
- 18 水の出しっ放しはせず節水すること。入浴時間外に頭や体を洗ったり、指定された衣類等以外、又は洗濯時間外に洗濯してはいけません。また、許可された場合を除き、タオルを水で濡らして体や顔を拭いてはいけません。
- 19 窓や鉄格子に衣類やタオルなどを掛けたり、窓によじ登ったり、窓から物を捨てたりしてはいけません。
- 20 スピーカーや電灯には、勝手に手を触れてはいけません。故障かもしれないときは、すぐ職員に申し出ること。
- 21 便所の排水管は、詰まりやすいので、ちり紙以外の物を捨てたり流したりしないこと。
- 22 話をするを許された時間と場所以外では、他の人と話さないこと。
- 23 他の人の身体をみだりに触らないこと。

- 24 居室は、皆さんが睡眠や休養を取ったり、余暇時間の大半を過ごす場所です。
- 皆さんには、在所中、自分が生活する居室が指定されます。居室には、共同室と単独室があります。居室の指定について、希望があるかもしれませんが、建物設備に限りがある以上、希望どおりの居室が指定されるとは限りません。
- 室内では次のことを心得て生活すること。
- (1) 室内は、整理整頓し、きれいに掃除して清潔に保つこと。共同室では皆で協力して生活するよう心掛けること。
 - (2) 机、掃除道具、寝具、衣類、その他の居室等に備え付けられた備品類、貸与又は支給された物品等は丁寧に取り扱い、使用しないときは、定められた位置に整頓しておくこと。
 - (3) 日用品等の物品は、保管私物箱や引出し、棚等指定された場所に収納し、窓の棧や食器口等に置かないこと。
 - (4) 職員の視察の妨げになるため、扉や物の陰に隠れたり、廊下側の壁に寄り掛かって座ったりしないこと。
 - (5) 無用なトラブルを回避するため、廊下の状況をうかがったり、居室の外を歩いている人を注視しないこと。
 - (6) 交談を許される時間でも、他の人の学習、読書、テレビ・ラジオ視聴等の邪魔になるような大声で話したり、騒音を立てたりしないこと。
 - (7) 許可なく横になったり、だらしない格好をしないこと。
 - (8) 体の具合が悪いときは、勝手に寝ないで必ず職員に申し出ること。

だい 第2 とうさじげん 動作時限

いちにち おも につか ひょう 一日の主な日課は表 1 のとおりです。

ひょう 表 1 とうさじげん 動作時限 () は作業を行わない日の時刻です。

とう さ じ げん 動作時限	じ とき 時刻	とう さ じ げん 動作要領及び注意事項
きしやう 起床	6:30 (7:30)	<p>1 チャイムが鳴ったら起床する。</p> <p>2 起床時刻前に起きて洗面をしたり、掃除をしたりすることは、他の人の睡眠の妨げになるので、目が覚めていても布団の中にいること。</p>
てんけん 点検	6:40 (7:40)	<p>1 「点検用意」の号令で、話をやめ、居室の入口に向かって定位置に座り、職員の点検を待つこと。</p> <p>2 点検は、あなたの健康状態に異状はないか確認するものでもあるため、顔を正面に向けること。</p> <p>3 点検を待っている際の座り方は自由ですが、点検は、正座又は安座で受けること。</p> <p>4 単独室・・・自分の称番号をはっきりと言うこと。</p> <p>5 共同室・・・一連番号（1・2・3・・・）をはっきりと言うこと。</p> <p>6 「点検終了」の号令がかかるまで、話をしたり、席を立ったりしないこと。</p> <p>7 体の具合が悪い人は、就寝のままや足を伸ばしたままで受けられるので、あらかじめその許可を受けること。</p> <p>8 洗面・歯磨きは点検後速やかに行うこと。</p>
しゅつしつ 出室	7:05 (8:05)	<p>「出室」の号令で居室を出て、それぞれの寮の廊下に整列し、二列に並んで脇見をせず静かに食堂に行くこと。</p>

ちょうしょく 朝 食	7:10 (8:10)	1 しょくどう さだめられた せき しょくじ 食堂では定められた席で食事をすること。 2 たべもの やり取りはしないこと。 3 たべ残した物は、必ず残飯として出すこと。
しぎょう 始 業 ごぜん (午前)	7:40	しょくいん ごうれいまた 職員 の号令 又は チャイム による 「作業 始め」 の合図 で、 さぎょう はじ 作業 を 始める こと。
ちゅうしょく 昼 食	11:40 (12:00)	ちょうしょく おな (朝 食 に 同 じ)
しぎょう 始 業 ごご (午後)	12:20	しょくじ しゅうりょうご こうじょう もど さぎょう おこな 食事 終了 後、工場 に 戻り 作業 を 行 う こと。
しゅうぎょう 終 業	16:20	しょくいん ごうれいまた 職員 の号令 又は チャイム による 「作業 やめ」 の合図 で、 さぎょう しゅうりょう 作業 を 終 了 する こと。
ゆうしょく 夕 食	16:35 (16:30)	ちょうしょく おな (朝 食 に 同 じ)
かんしつ 還 室		りょうご とに にれつ なら わきみ しずか へ 寮 ごと に 二 列 に 並 ん で、脇 見 を せ ず 静 か に 帰 る こと。
てんけん 点 検	17:00 (17:00)	1 あさ おな ようりょう てんけん う 朝 と 同 じ 要 領 で 点 検 を 受 け る こと。 2 たんどくしつ およ ぎょうどうしつ じぶん しょうごばんごう 単 独 室 及 び 共 同 室 と も 自 分 の 称 呼 番 号 を は っ き り と 言 う こと。 3 せんめん はみが せんたく てんけん ごすみ おこな 洗 面 ・ 歯 磨 き ・ 洗 濯 は 点 検 後 速 や か に 行 う こと。
よかじかん 余 暇 時 間	17:00) 21:00	じかん じゆうじかん おおごえ そうおん はつ この 時 間 は、自 由 時 間 で す が、大 声 や 騒 音 を 発 する など たひと めいわく せいかつ し て 他 の 人 の 迷 惑 に な ら な い よう 生 活 する こと。ク ラ ブ かつどう じしゅがくしゅう どくしょ てがみ か あ ゆうこう す 活 動 ・ 自 主 学 習 ・ 読 書 ・ 手 紙 を 書 く など に 充 て 有 効 に 過 ぐすよう ころが ご す よう 心 掛 け ま し ょ う。

<p>かりしゅうしん 仮就寝</p>	<p>19:00</p>	<p>1 就寝してもよいが、寝るときは次のことを守ること。 (1) 布団や毛布、タオル等で顔を覆って寝ないこと。 (2) 必ずパジャマに着替えること。 (3) 共同室では、就寝時の位置を変えたり、寝具を取り替えたり、他人の寝具に手や足を入れたり、一緒に寝たりしないこと。</p> <p>2 仮就寝時間は、季節等により変更されることがあります。</p>
<p>しゅうしん 就寝</p>	<p>21:00</p>	<p>1 居室の電灯が減灯されるので、静かに就寝すること。</p> <p>2 他の人と話をしたり、みだりに起きて立ち歩かないこと。</p>

(注) 矯正処遇等を行う時間が6時間を超えるときは、20分以上の休憩の時間帯を定めるようになっていますが、その日の運動、入浴等の実施状況により、動作時限表の時刻及び休憩の時間帯が異なります。

だい 第3 しょぐうちょうさ けいしつこうかいしじ しどう
処遇調査と刑執行開始時の指導

新入時は、過去を振り返り、将来への正しい心構えと計画を立てるのに最も良い機会ですから、自分をしっかり見つめましょう。また、この時期に、身体検査や各自の身上についての細かな調査が行われますが、これは、あなたの所内生活及びその後の社会復帰に必要な指導、援助を目的として行われるものですから、真面目な態度で受け、尋ねられたことに対しては、ありのままを答えましょう。

1 入所すると、まず第1寮に収容され、その後、観察工場において約2週間の刑執行開始時の指導を受けることとなります。その期間に刑執行開始時調査が行われます。

2 刑執行開始時調査は、あなたの処遇に関する方針を決めるための調査です。刑執行開始時調査では、職員が面接をしてあなたの一身上の事柄や引受けについて、詳しく質問するので、あなたも心配事があれば遠慮なく話してください。

なお、調査は、在所期間を通じて必要があればいつでも行うことになっています(再調査といいます。)

3 刑執行開始時調査及び刑執行開始時の指導の期間には、一定の作業を通じて作業の能力や意欲を調べて作業指定の参考にしたり、集団行動訓練を通じて、一般工場へ出てから規則正しい生活を送れるように配慮しているので、真剣にと取り組みましょう。

4 刑執行開始時の指導の期間には、職員や教誨師から、所内生活の心得や、在所中必要な事柄、更生のための心掛けなど講話があるので、真面目に聞いてよく理解し、社会復帰に備えて、悔いのない落ち着いた生活に励む心構えを作りましょう。

5 刑執行開始時調査及び刑執行開始時の指導を終わるまでに、処遇要領を策定するための処遇審査会が開かれます。処遇要領とは、処遇方針のことで、作業や居室の指定、改善指導、その他保護関係までを含めた各種処遇を実施するに当たり、調査や行動観察の結果を参考に、矯正処遇の目標とその基本的な内容及び方法を個別に定めたものです。矯正処遇の目標については、処遇審査会が終わった後、個人個人に目標を書いた紙が渡されるので、大切に保管し、常に目標を意識しながら生活しましょう。

なお、処遇要領を定めるときには、あなたの希望も参考にしますが、処遇上、作業上、保安上のいろいろな都合で必ずしも希望どおりになるとは限りません。

だい
第4 せいげん かんわ
制限の緩和

所内生活に関する大きな仕組みの一つとして「制限の緩和」という制度があります。あなたが所内生活を送る上で、規律及び秩序を維持するため、あなたの生活や行動は様々な場面で制限されていますが、この制度は、そういった制限を、少しずつ緩やかなものにしていくというものです。当所においても、あなたの改善更生の意欲、社会生活に適應する能力等を審査し、制限区分を指定します。

制限区分によって、あなたが生活する居室や矯正処遇等を受ける場所、日常生活における制限などが異なったものになります。

1 制限区分と生活や行動に対する制限との関係

制限区分は、第1種から第4種までの4段階があります。第4種の人は、生活や行動について厳しい制限を受け、制限区分が第3種、第2種と上位になるにつれて制限が緩やかになり、第1種の人は、このような制限が最も緩やかになります。各制限区分における緩和の内容は、おおむね表2のとおりです。

なお、刑執行開始時の指導が終了するまでは、原則として制限区分は指定されません。

2 制限区分の指定と変更

制限区分は、あなたの改善更生の意欲、社会生活に適應する能力等を審査して決定されます。観察工場での刑執行開始時の指導を終えると、通常は第3種に指定されます。ただし、改善更生の意欲が著しく低い、集団処遇が困難である、生活態度が不良である等所定の基準に該当すると認められた場合には、第4種に指定されます。また、入所当初から職員の指導に従わない場合などには、直ちに第4種に指定することがあります。

その後は、おおむね6か月ごとに、あなたの当所における矯正処遇への取組状況や生活状況等を審査し、制限区分を変更すべきであると認められる場合にこれを変更することになります。制限区分が上位になるということは、それだけあなたが自発的、自律的に行動できると信頼されていることを意味します。制限区分が上位に指定された人は、その信頼に応えるよう自らを厳しく律するように努めなくてはなりません。また、反則行為をした場合などには、制限区分が下位に指定されることがあります。

制限区分を指定したり、変更したりする場合には、その旨をあなたに告知します。あなたがどの制限区分に属しているかが分かるように、名札の枠の色で区別しています。刑執行開始時の指導期間中は、白色です。

ひょう せいげん かんわ ないよう
表 2 制限の緩和の内容

	だい しゅ 第1種	だい しゅ 第2種	だい しゅ 第3種	だい しゅ 第4種
なふだ わく いろ 名札の枠の色	あかい 赤色	みどりいろ 緑色	きいろ 黄色	しろいろ 白色
きょしつ 居室	べつとして 別途指定する。	だい りょう 第3寮 にしきりょう 錦寮	だい りょう だい 第1寮、第2 りょう だい りょう 寮、第3寮	だい りょうたんどくしつ 第1寮単独室
きょうせいしよごうとう 矯正処遇等 じつしほしよ の実施場所	しゅ こうじょう 主として工場、 きょうしつとう 教室等	しゅ こうじょう 主として工場、 きょうしつとう 教室等	しゅ こうじょう 主として工場、 きょうしつとう 教室等	げんそく 原則として きょしつとうない 居室棟内
ききょどうき 起居動作の じかんだい 時間帯	しゅうしんじこく 就寝時刻を えんちようか 延長可	どうさじげん 動作時限どおり にしきりょうにゆうりようしゃ 錦寮入寮者は どうりょう どうさじげん 同寮の動作時限 による。	どうさじげん 動作時限どおり	どうさじげん 動作時限どおり
しんたい ちやくい 身体、着衣、 きょしつとう けんさ 居室等の検査	げんそく 原則なし	ひつよう ばあい 必要な場合のみ	いちぶかんわ 一部緩和	げんそく 原則どおり
けいじ しせつ がい 刑事施設外 しよごう 処遇	こべつしんさ 個別審査	こべつしんさ 個別審査	たいしようがい 対象外	たいしようがい 対象外
がいぶつうきんさぎょう 外部通勤作業	こべつしんさ 個別審査	こべつしんさ 個別審査	げんそく 原則として たいしようがい 対象外	げんそく 原則として たいしようがい 対象外
がいしゅつまた 外出又は がいはく 外泊	こべつしんさ 個別審査	かりしゃくほう ゆる むね 仮釈放を許す旨 の決定がされてい ひと こべつしんさ る人は個別審査 いがい それ以外は たいしようがい 対象外	かりしゃくほう ゆる むね 仮釈放を許す旨 の決定がされてい ひと こべつしんさ る人は個別審査 いがい それ以外は たいしようがい 対象外	かりしゃくほう ゆる むね 仮釈放を許す旨 の決定がされてい ひと こべつしんさ る人は個別審査 いがい それ以外は たいしようがい 対象外
でんわとう 電話等による つうしん 通信	こべつしんさ 個別審査	こべつしんさ 個別審査	げんそく 原則として たいしようがい 対象外	げんそく 原則として たいしようがい 対象外
めんかい りっかい 面会の立会 とう 等	げんそくりっかいしよुरりやく 原則立会省略	げんそくりっかいしよुरりやく 原則立会省略	こべつしんさ 個別審査	こべつしんさ 個別審査
めんかいばしよ 面会場所	ちようしゃめんかいしつ 庁舎面会室 だい りょうめんかいしつ 第1寮面会室	ちようしゃめんかいしつ 庁舎面会室 だい りょうめんかいしつ 第1寮面会室	だい りょうめんかいしつ 第1寮面会室	だい りょうめんかいしつ 第1寮面会室

- (注) 1 「個別審査」とは、出願をすれば許されるものではなく、施設において種々の事情を考慮して審査することを意味します。
- 2 この表は、制度の内容を簡単に記載したものです。

だい
第5 優遇措置

所内生活に関するもう一つの大きな仕組みの一つとして「優遇措置」という制度があります。この制度は、真面目に受刑生活を送っている人により良い待遇を与えることで、改善更生に向けた意欲をより強くしてもらうことを目的としています。

当所において、あなたの日頃の受刑態度を評価し、優遇区分を6か月ごとに指定します。優遇区分によって、その後の6か月間の処遇に一定の差異が生じることになります。

1 優遇区分ごとの優遇措置

優遇区分は、第1類から第5類までの5段階があります。第5類の人は、ほとんど優遇措置は講じられず、優遇区分が第4類、第3類、第2類と上位になるにつれて優遇措置が増え、第1類の人には、多くの優遇措置が講じられます。各優遇区分における優遇措置の内容は、表3のとおりです。

優遇区分は、原則として過去6か月間の受刑態度を評価して指定されますので、受刑期間に応じて次第に上位の優遇区分に上がっていくというものではありません。また、優遇措置は、基本的には、6か月間、同じ内容で講じられます。ただし、懲罰を執行されている間は、懲罰の趣旨に反しない限度でしか優遇措置は講じられないため、特に閉居罰の執行を受けている間は、優遇措置は講じられません。

優遇区分を指定又は変更する場合には、その旨をあなたに告知します。告知がなければ、優遇区分に変更がないことになります。あなたがどの優遇区分に属しているかが分かるように、名札の台紙の色で区別しています。優遇区分を指定されていない人は、緑色です。

2 優遇区分の指定

優遇区分は、あなたの受刑態度を評価して決定されます。受刑態度を評価する期間は、毎年4月から9月までと10月から翌年3月までの6か月ごとと決まっています。この6か月間の受刑態度により、次の6か月間に講じられる優遇区分が決まります。あなたがどの優遇区分に指定されたかは、評価期間が終了してから10日以内、すなわち、毎年10月10日又は4月10日までに告知することとなります。

受刑態度の評価は、あなたの日常生活における態度はもちろんのこと、作業、改善指導及び教科指導といった矯正処遇に取り組む姿勢などを総合的に勘案して行います。

優遇措置は、4月から9月まで（上半期）又は10月から翌年3月（下半期）までの6か月間にわたり、あなたの受刑態度を評価した上で講じられます。基本的には、この6か月間を通じて受刑しなければ優遇措置は講じられません。

なお、刑の執行を開始してからの6か月間は、優遇措置は講じられません。また、懲罰を科された場合には、優遇区分が臨時に変更される場合があります。その詳細は次のとおりです。

(1) 刑の執行を開始した直後の暫定的な優遇措置

刑の執行を開始してから6か月を経過する月の翌月の初日まで継続して刑事施設において刑の執行を受け、優遇区分の指定を受けていない場合には、評価期間の途中でであっても、暫定的に第3類の優遇区分を指定します。ただし、それまでの間に懲罰を科されたことがある場合には、第5類の優遇区分に指定されます。また、懲罰を科されていない場合であっても、心身の状態を考慮して懲罰を科されていない場合又は休養により作業を行っていない日を合算した日数が60日を超えている場合には、第4類に指定されます。この暫定的な第3類又は第4類の優遇措置は、何らかの懲罰を科された場合には、直ちに第5類の優遇区分に指定変更されます。

(2) 優遇措置を講じられている人が懲罰を科された場合の特例

優遇措置を講じられている人が懲罰を科された場合には、その時点で受刑態度を再評価し、優遇区分を変更する場合があります。そのような変更をするか否かは、その評価期間の受刑態度やその反則行為の性質等を評価して決定します。また、懲罰を科されたことにより、優遇区分がどの程度変更されるのかは、個々の事案ごとに異なります。

評価期間の途中で優遇区分を指定変更した場合には、それ以降は変更された優遇区分の優遇措置が講じられることとなりますが、次の6か月間の優遇措置を指定するにあたっては、その懲罰を科したことについては考慮せずに評価することとなります。

ひょう 表 3 おも ゆうぐう そち ないよう
 表 3 主な優遇措置の内容

	だい 1るい 第1類	だい 2るい 第2類	だい 3るい 第3類	だい 4るい 第4類	だい 5るい 第5類	
なふだ だいし いろ 名札の台紙の色	あおいろ 青色	きいろ 黄色	しろいろ 白色	ぴんくいろ ピンク色	おれんじいろ オレンジ色	
しつない そうしょくひんとう 室内装飾品等 たいよ の貸与	じっし 実施	たいしょうがい 対象外	たいしょうがい 対象外	たいしょうがい 対象外	たいしょうがい 対象外	
しこうひん しきゅう 嗜好品の支給	まいつき かい 毎月1回	たいしょうがい 対象外	たいしょうがい 対象外	たいしょうがい 対象外	たいしょうがい 対象外	
じべんぶつびん 自 棄 物 品 の 購 入、 使 用 又 は 撮 取	しつない 室内 装飾品	じべんぶつびんひょう 自棄物品表 のとおり	じべんぶつびんひょう 自棄物品表 のとおり	じべんぶつびんひょう 自棄物品表 のとおり	たいしょうがい 対象外	たいしょうがい 対象外
	いるい 衣類ほか にちじょうせいかつ 日常生活 に用いる ぶつびん 物品	じべんぶつびんひょう 自棄物品表 のとおり	じべんぶつびんひょう 自棄物品表 のとおり	じべんぶつびんひょう 自棄物品表 のとおり	たいしょうがい 対象外	たいしょうがい 対象外
	ごらくてきかつどう 娯楽的活動 に用いる ぶつびん 物品	じべんぶつびんひょう 自棄物品表 のとおり	たいしょうがい 対象外	たいしょうがい 対象外	たいしょうがい 対象外	たいしょうがい 対象外
	しこうひん 嗜好品	まいつき かい 毎月3回	まいつき かい 毎月2回	まいつき かい 毎月1回	たいしょうがい 対象外	たいしょうがい 対象外
	しょくりょうひん 食料品 および飲料	まいつき かい 毎月1回	たいしょうがい 対象外	たいしょうがい 対象外	たいしょうがい 対象外	たいしょうがい 対象外
	めんかいかいすう 面会回数	つき かい 月7回	つき かい 月5回	つき かい 月3回	つき かい 月2回	つき かい 月2回
めんかいかん 面会時間	つうじょう ばい 通常の2倍	ぶん 30分	ぶん 30分	ぶん 30分	ぶん 30分	
きゅうじつ 休日の よやくめんかい 予約面会	じっし きかん 実施期間 ちゅう かい 中、2回	じっし きかんちゅう 実施期間中、 かい 1回	たいしょうがい 対象外	たいしょうがい 対象外	たいしょうがい 対象外	
はっしんしんせいふうすう 発信申請通数	つき つう 月10通	つき つう 月7通	つき つう 月5通	つき つう 月5通	つき つう 月4通	
テレビ視聴	よ かじかんたい 余暇時間帯に じゅうしちよう つき自由視聴	よ かじかんたい 余暇時間帯に じゅうしちよう つき自由視聴	べつとしじ 別途指示す る時間帯・ ほうほう 方法により 視聴	べつとしじ 別途指示す る時間帯・ ほうほう 方法により 視聴	べつとしじ 別途指示す る時間帯・ ほうほう 方法により 視聴	

(注) 1 室内装飾品等の貸与は、月ごとに内容が異なることがあります。

2 面会人が多いときなどは、面会時間を10分まで短縮することがあります。

だい
第6 作業

1 就業の義務

懲役刑は、「所定の作業（定められた仕事）を行う。」と法律で定められています。したがって、指定された仕事があるとあなたの希望と一致しなくても、正当な理由なく作業を拒否することはできません。禁錮刑及び拘留刑については、作業を行う義務はありませんが、当所が決めた作業を行うことを希望する場合には、就業を許可されることがあります。一旦作業を行うことを希望した場合には、勝手にやめることは許されません。ただし、2週間以上前にあらかじめ申し出た場合には、作業をやめることが認められます。

作業を行うことにより、規律ある生活の維持ができ、勤労意欲の養成、職業的技能及び知識の習得などが図られるので、積極的に取り組むこと。

2 作業時間及び作業を行わない日

(1) 作業時間

作業時間は、矯正指導（改善指導及び教科指導等）を行う時間と合算して1日8時間を超えない範囲と定められていますが、施設の事情によって延長又は短縮することがあります。延長する場合にも矯正指導を行う時間と合算して12時間を超えることはありません。

1日に6時間を超えて作業を行う場合には20分以上の休憩時間、作業の途中に休憩時間を設けます（休憩時間は連続した時間ではなく、分割して設けることもあります。）。

(2) 作業を行わない日

下記のアからウまでに示した日は、原則として作業を行いません。ただし、炊場での作業など当所において必要と認める作業については、これらの日に作業を行わせることがあります。本来であれば作業を行わない日に6時間以上作業をした場合には、できる限り、その後の平日を作業を行わない日として振り替えます。

ア 行政機関の休日（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日）

イ 夏季における連続する3日の作業を行わない日及び矯正処遇等のうち専ら作業以外のものを行う日として毎月定める2日

ウ 配偶者（内縁関係が認められる者を含む。）又は2親等内の血族が死亡したことを知り、服喪を希望する場合において、その日から1週間以内の指定する日（作業をしないで居室で静かに冥福を祈ることができるので、喪に服したいとき及び読経や焼香をしたいときは、その旨を職員に申し出ること。）

3 就 業 上 の 心 得

作業を行うに当たっては、次の就業上の心得を守ること。

- (1) 作業は、職員の「作業始め」、「作業やめ」などの号令や合図に従い、指導された手順により行うこと。
- (2) 作業時間中は、作業に集中し、定められた自分の席を勝手に離れたり、交談や脇見をしないこと。作業の必要上、離席や交談をするときは、事前に挙手をし、職員の許可を受けること。
- (3) トイレの使用は、就業前、休憩時間に行うよう心掛けること。
なお、トイレ内では交談をしないこと。
- (4) 製品、作業材料及び機械・器具は、大切に取り扱い、消耗品は、できるだけ節約するよう心掛けること。
- (5) 機械・器具やその他の物品を破損又は紛失したときは、速やかに職員に申し出ること。
- (6) 自分に貸与された器具は、品目、数量、置き場所などを確かめておき、勝手に貸し借りしたり、工場外に持ち出したりしないこと。
- (7) 常に技術を磨き、良い製品を作るよう努力すること。
- (8) 作業指導者の作業上の指導に従うこと。
- (9) 業者などの部外者と、作業上必要なこと以外の話をしていないこと。
- (10) 命ぜられた以外の作業を勝手に行ったり、指示された以外の物を作ったりしないこと。
- (11) 作業の出来高の報告を求められたときは、正確に申告し、出来高の全部又は一部を他人に与えたり、あるいは他人からもらったりしないこと。
- (12) 居室内で就業する人は、作業材料及び製品を汚損させないように、机の上や周囲を整理整頓し、清潔にしておくこと。
- (13) 火気や毒劇物を使用するときは、その取扱いに十分注意し、事故の防止に努めること。
- (14) シンナーなどの有機溶剤は、体に害があるので絶対に吸引したりしないこと。
- (15) 使用した器具等は、「作業やめ」の号令で手入れをし、返納して検査を受けること。
- (16) 「就業者作業安全衛生心得」を厳守し、作業事故を絶対に起こさないよう注意すること。万一負傷したときは、たとえ小さな負傷であっても直ちに職員に申し出ること。

4 作業等工

- (1) 作業等工は、作業報奨金の計算基準となるものであり、次の表4のとおり、10等工から1等工までの10段階に分けられます。
- (2) 新たに就業する人及び他の職種から転業した人の等工は、原則として10等工となりますが、相当と認める場合には指定する等工となることがあります。職種の異なる複数の作業を行っている場合には、主たる作業の職種について等工の指定を受けます。そして、おおむね次の表4に示す標準昇等期間を経過した後、作業成績（作業の能率、製品の品質、努力の程度、安全の態度、物品の取扱いなど）及び就業態度を審査し、いずれも良好であると認められたときは一つ上位の等工に昇等します。当所で実施する作業は、A作業、B作業、C作業の3種類に区分され、それぞれ区分に応じ、A作業は1等工まで、B作業は3等工まで、C作業は5等工まで昇等することができます。

なお、作業成績の良・不良によっては、上記の基準によらないで特別に昇等又は降等させることもあります。

表4 昇等標準期間表

	10等工	9等工	8等工	7等工	6等工	5等工	4等工	3等工	2等工	1等工
A作業	1月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	上限
B作業	1月	2月	2月	3月	4月	5月	6月	上限	—	—
C作業	3月	3月	5月	6月	7月	上限	—	—	—	—

(注) 1 3等工以上に昇等するためには、作業成績及び就業態度が良好なだけでなく、その作業に要する知識及び技能の程度がどのくらい高いかも審査します。

2 当所におけるA作業、B作業、C作業の区分は、次のとおりです。複数の区分にまたがる作業をしている場合には、主たる作業によります。

A作業

- ① 職業訓練又は外部通勤作業
- ② 炊場、洗濯工場、衛生工場又は居室棟衛生係等の経理作業
- ③ 上記以外の生産作業又は自営作業のうち、特に高度な機械作業、運搬係、介助係、理髪係、衛生係又は班長としての作業

B作業

A作業及びC作業以外の作業

さぎょう
C 作業
きよしつない
居室内における作業

5 作業報奨金

(1) 作業を行った場合は、毎月、作業報奨金が計算されます。作業報奨金は、作業
とうこうべつ きじゆんがく しゅうぎょうじかん じかん あ きんがく げつかん しゅうぎょうじかんすう
等工別の基準額（就業時間1時間あたりの金額）に1か月の就業時間数を
乗じたものを基本月額とし、作業成績や就業態度による加算又は減算をして
けいさん がいぶつうきんさぎょう がいへいがいさぎょう きけんさぎょう とくしゅさぎょう じかんがい
計算されます。また、外部通勤作業、外堀外作業、危険作業、特殊作業、時間外
さぎょう などについたばあい べつとかさん さぎょうほうしょうきんけいさんがく
作業などに就いた場合は、別途加算されます。作業報奨金計算額については、
まいつき たいしやうしや こくち
毎月、対象者に告知します。

(2) 作業報奨金は、収容継続中は、飽くまでも計算額として存在するだけで、原則
として釈放時に支給されます。これは、釈放後の更生資金の一部として支給する
ためです。ただし、所内生活に必要な日用品などの購入、親族の生計の援助、
ひがいしや たい そんがいばいしやう じゅうとう かりやう ぼつきんまた そしょうひやう しはらい た そうとう
被害者に対する損害賠償への充当、料、罰金又は訴訟費用の支払その他相当
みと ゑいしよちゆう けいさんがく はんいない もうしで がく ぜんぶまた いちぶ
と認められるときには、在所中にも計算額の範囲内で申出の額の全部又は一部
のしやう ゆる
の使用を許されることがあります。

なお、反則行為（故意又は重大な過失によって器具や製品、材料などに損害
をあた ばあい ふく おこな ちやうぼつ さぎょうほうしょうきんけいさんがく
を与える場合も含まれます。）を行ったときの懲罰として、作業報奨金計算額
いちぶ ぶん いない さくげん はんそくこういとう
の一部（3分の1以内）を削減することもあるので、反則行為等をしないように
ちゆうい
注意すること。

6 作業安全衛生

(1) 当所では、あなたが就業中に負傷したりしないよう、工場に作業指定や転業
さい かなら あんぜんえいせいきやうい く おこな ていき ふていき あんぜんえいせいてんけん じっし
の際には、必ず安全衛生教育を行い、また、定期、不定期に安全衛生点検を実施
し、機械には安全装置を設けるなどの対策を行っています。しかし、安全衛生
きかい あんぜんそうち もう たいさく おこな あんぜんえいせい
作業の基本は、就業者自身の心掛けにあるので、「就業者作業安全衛生心得」
さぎょう きほん しゅうぎょうしやじしん こころが しゅうぎょうしやさぎょうあんぜんえいせいこころえ
や安全衛生教育で教えられたことを守り、安全な作業動作を身に付けるよう
あんぜんえいせいきやうい く おし まも あんぜん さぎょうどうさ み つ
ちゆうい ひつやう
注意が必要です。

つぎ とく じゅうやう かなら まも
次のことは特に重要なことですから、必ず守ること。

ア 指定された人以外は、絶対に機械の操作をしないこと。

イ 機械に取り付けてある安全装置などを勝手に取り外さないこと。

ウ 定められた服装で作業を行うこと。指示された保護具を必ず着用すること。

エ 機械を運転しながら、注油、掃除、調整等をしないこと。

(2) 作業安全衛生に役立つような機械及び器具の改良、作業方法の改善について、
そういくふう しょくいん せつきよくてき もう で ないやう しんさ さいやう
創意工夫があるときは、職員に積極的に申し出ましょう。内容を審査し、採用
ばあい さぎょうほうしょうきんけいさんがく とくべつかさん おこな
された場合には、作業報奨金計算額の特別加算を行います。

(3) 作業上の無事故を一定期間続けたときは、その工場に対し、表彰を行い、副賞を授与します。

7 死亡手当金、障害手当金及び特別手当金

作業上のことで負傷したり、それによって病気になったり、死亡したり又は労働能力が損なわれたときは、その程度に応じて手当金が支給されます。ただし、本人の故意又は重大な過失による場合には、手当金が支給されないこともあります。

8 職業訓練

出所後の就職に役立てるために、職業上必要な技能を習得し、また、免許や資格を取得できるよう、当所では計画的に職業訓練を行っています。

訓練科目は、フォークリフト運転科、ビル設備管理科及びビジネススキル科です。ビル設備管理科では、危険物取扱者とボイラーの訓練を行います。ビジネススキル科では、パソコンの基礎操作方法を学びます。また、他の刑事施設では、美容科等の職業訓練が行われています。社会復帰後に備え、各種の資格や技能を身に付けるため、職業訓練を希望する人は、刑執行開始時調査の際にその旨を申し出るほか、募集があったときに職員に申し出ましょう。

なお、訓練生は原則として次の条件に全て該当する人の中から選定されます。

ア 残刑期が職業訓練に必要な期間を超えていること。

イ 職業訓練に耐えられる健康状態にあること。

ウ 受刑態度が良好であり、改善更生の意欲が高いと認められること。

エ 適性検査の結果、職業訓練に必要な適性があると認められること。

ただし、訓練生になったとしても、精神や身体の障害により職業訓練を行うことが困難になったときや、反則行為その他の更生意欲が欠如していると認められる行為があったときなどは、職業訓練を受けられなくなることがあります。

9 外部通働作業

仮釈放を許すことができる期間を経過した懲役受刑者又は禁錮受刑者には、次のアからオまでの要件を全て満たし、かつ、当該受刑者が希望する場合には、外部通働作業を行わせることがあります。外部通働作業を命じられたということは、当所から極めて信頼されていることを意味します。

ア 第1種若しくは第2種の制限区分に指定されていること又は仮釈放を許す旨の決定がされていること。

イ 円滑な社会復帰を図るため外部通働作業が必要であること。

ウ 外部通働作業に耐えられる健康状態にあること。

エ 受刑態度が良好であり、改善更生の意欲が高いと認められること。

オ 外部通働作業に必要な適性があると認められること。

だい かいぜんしどう
第7 改善指導

あなたは、所内生活を送る中で、犯罪の責任を自覚し、健康な心身を培い、社会生活に適応するために必要な知識及び生活態度を習得することが求められています。あなたが罪を犯した原因を真剣に考えていくと、おそらくあなたにはこうした事柄の全部又は一部が欠けていたということに思い至るはずですが、あなたは、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると思われる様々な事情を、多かれ少なかれ有しているものと思われます。在所中に、こうした原因や事情を少しでも解消し、改善していくことを一般社会の国民が期待していて、かつ、あなたがそれらを目標にしなければなりません。

当所では、あなたがこうした目的を達成するために、一般改善指導及び特別改善指導を行うほか、日常生活の様々な場面を通じて、あなたに指導を行います。一般改善指導及び特別改善指導は、法律の規定に基づき、あなたに義務として課されるものなので、これを受けるように指示された場合には、拒むことはできません。

指導を行う日や時間は、別途指示します。改善指導の時間は、作業時間及び教科指導を行う時間と合算して1日8時間を超えない範囲と定められています。施設の事情によって延長又は短縮することがあります。延長する場合にも作業時間及び教科指導を行う時間と合算して12時間を超えることはありません。

1 一般改善指導

一般改善指導には、次のものがあります。その全てについてあなたに受講を指示するわけではなく、あなたの抱える問題性などを分析し、必要なものについて受講を指示することになります。自らこうした指導を受けたいと望む場合には、刑執行開始時調査の際にその旨を申し出るほか、いつでも職員に申し出ることができます。ただし、あなたに対するその指導の必要性、少人数でしか実施できない指導については欠員の状況などを考慮しなければならず、申し出たからといって指導が行われるとは限りません。

(1) 被害者感情理解指導

犯罪の被害者及びその遺族等がどのような思いで生きておられるのかを理解するための指導です。一般的に矯正指導日に行われる指導です。講話のほか、主として課題読書や教材の視聴による指導を行います。

(2) 行動適正化指導

犯罪に対する意識、態度及び行動面の問題を改善するための指導です。ワークブック記載のほか、講話、面接、内観、集団討議等を行うこともあります。

- (3) 対人関係円滑化指導
 家庭、職場等で円滑な人間関係を維持するために必要な対人関係スキルを習得するための指導を行います。
- (4) 自己啓発指導
 自己啓発や人間性回復を目的として、読書指導や教養番組の視聴等による指導を行います。
- (5) 自己改善目標達成指導
 自分自身の問題性について、改善のための目標を設定し、自分自身で点検しながら目標達成に向けて取り組む指導です。
- (6) 体育
 体力づくりや健康維持のための指導です。主として実際に体を動かす体育と講話等による指導を行います。
- (7) 行事
 集団で行事を行うことにより、協調性や集団行動を学ぶための指導です。
- (8) 社会復帰支援指導
 資格の取得、職業意識・知識の付与、生活設計や社会復帰への心構えのための指導です。

当所では、漢字検定試験及び簿記検定試験を受検できます。

ア 漢字検定試験

工場で作業を行っている人に対して、年に1回、日本漢字能力検定協会主催の漢字検定試験を受検する機会を設けていますので、受検を希望する人は募集の告知の申込期間内に申し出てください。

イ 簿記検定試験

工場で作業を行っている人に対して、年に1回、日本商工会議所主催の簿記検定試験を受検する機会を設けていますので、受検を希望する人は募集の告知の申込期間内に申し出てください。

2 特別改善指導

特別改善指導は、改善更生及び円滑な社会復帰のために必要と認められる人に対して受講を指示する指導で、次のものがあります。原則として、比較的少人数で集団を編成し、集団討議を始めとして様々な方法により、一定の期間指導を行います。自らこうした指導を受けたいと望む場合には、刑執行開始時調査の際にその旨を申し出るほか、いつでも職員に申し出ることができます。ただし、申し出たからといって指導が行われるとは限りません。

(1) 薬物依存離脱指導

薬物の害悪と依存性を認識するとともに、薬物依存に至った自分自身の問題性を理解し、再び薬物を乱用しないための具体的な方法を考える指導です。

(2) 被害者の視点を取り入れた教育

自らの犯した罪の大きさや被害者及びその遺族等の心情等を認識し、被害者及びその遺族等に誠意を持って対応するための方法や具体的な謝罪や賠償の方法等を考える指導です。

(3) 交通安全指導

交通規範を遵守することの重要性を認識するとともに、自ら犯した事故の責任や事故に至った自己の問題性を理解し、人命尊重の精神を身に付ける指導です。

(4) 就労支援指導

社会復帰後に就労した職場で円滑な人間関係を保ち、仕事が長続きするために、職場に適応するための行動様式、態度等を身に付けるとともに、職場等において直面する具体的な場面を想定した対応の仕方等を考える指導です。

3 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度

あなたが刑を言い渡される理由となった犯罪により被害を受けた方がいる場合、その被害者の方等から申出があれば、職員が、被害に関する心情や被害を受けられた方の置かれている状況、その他あなたの所内での生活や行動に関する意見をうかがう制度があります。また、被害者の方等の希望があれば、その内容をあなたに伝達します。

さらに、被害者の方等が希望すれば、あなたが、被害者の方等の心情等を伝達された際、伝達された心情等について述べたこと、被害弁償や謝罪について述べたこと、被害者の方等に伝えることを希望して述べたことについて、被害者の方等に通知することもあります。

なお、被害者の方等がこの制度を申し出ているかどうかについては、質問されても答えることはできません。

第8 教科指導、教育的活動の援助及び書籍等の取扱い

あなたは、在所期間中、今回の事件に対する真剣な反省に努めるとともに、学習、読書等の自己啓発を通じて、善良な社会人となるように心掛けなければなりません。所内で実施される各種教育的活動には、法律に定める教科指導又は改善指導として行われるもの、余暇活動の援助として行われるものなどがありますが、いずれもあなたの社会復帰に向けた努力の手助けになるものですから、積極的に参加しましょう。

1 教科指導

あなたが改善更生及び円滑な社会復帰を図る上で、社会生活の基礎となる学力を身に付けていることは重要です。こうした学力の程度により、あなたが就職の機会に恵まれる可能性が大きく変わってくるからです。当所では、あなたが必要な学力を身に付けることができるよう、補習教科指導を行います。補習教科指導は、小学校程度の学力養成を目的とし、国語、算数、社会の指導を実施しています。また、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる人に対しては、特別教科指導を行います。

教科指導は、法律の規定に基づきあなたに義務として課されるものなので、これを受けるように指示された場合には、拒むことはできません。

教科指導を行う日や時間は、別途指示します。教科指導の時間は、作業時間及び改善指導を行う時間と合算して1日8時間を超えない範囲と定められていますが、施設の事情によって延長又は短縮することがあります。延長する場合には作業時間及び改善指導を行う時間と合算して12時間を超えることはありません。

2 通信教育

あなたが居室での余暇時間を活用して趣味、教養、職業知識等の向上を図るため自主学習することを希望する場合には、公費又は私費の通信教育を受講することができます。希望する人全てに援助ができるとは限りませんが、援助を受けたい人は職員に申し出てください。

(1) 通信教育の受講を認められるためには、次の各要件を全て満たす必要があります。

- ア 刑執行開始時の指導終了後、2か月を経過し、工場で就業している人
- イ 出所後の社会生活において必要と判断される人
- ウ 受講する講座所定の履修期間以上の残刑期を有する人
- エ 改善更生の意欲がある人
- オ 受講講座を履修できると見込まれる学力を有し、受刑態度が良好な人

(2) 公費通信教育は、上記(1)の要件を全て満たし、施設が募集する種目の受講

を希望する人の中から、本人の学力の程度、領置金額、社会復帰に有益と認められる事情等を総合的に判断して、公費負担が相当と認められる人を対象に実施します。受講種目は、施設が募集する講座に限定します。受講を希望する人は募集の告知の申込期間内に申し出てください。

(3) 私費通信教育は、原則として、文部科学省認定社会通信教育講座の中から種目を選定して受講を希望するもので、受講が相当と認められる人を対象に実施します。受講に要する費用は、領置金で支払うこととなります。

(4) 通信教育受講者が、次の各要件のいずれかに該当するときは、通信教育の受講を一時停止又は取り消すことがあります。

ア 受講態度が不良であって、受講に適さないと認められたとき。

イ 懲罰を執行されたとき。

ウ 休養したとき。

エ その他受講の継続に処遇上支障があると判断されたとき。

(5) 私費通信教育の受講者で受講を辞退したい人は職員に申し出てください。公費通信教育の受講者は、やむを得ない事情が認められる場合を除いて、自己都合による辞退は許されません。

3 ノートの使用

(1) ノートの種類等

ノートは、学習用(改善指導、教科指導その他教育的活動に使用するもの)、職業訓練用、雑記用及びその他(特別に許可された場合)の4種類について、定められた規格及び冊数の範囲内で使用が許可されます。

なお、ノートは、入所時、釈放前、移送前及び外部の人への交付時その他必要と認められる場合に検査を実施します。

(2) 使用心得

ノートの使用については、次の使用心得及び使用許可証の使用上の注意を守ること。これらに違反した場合は、記載内容の一部を削除又は抹消させた後、そのノートを領置又は廃棄させることがあるので注意しましょう。

ア 貼り付けてあるノート使用許可証の用紙を汚したり、破ったりしないこと。

イ ノートは、許可された目的に従って使用し、学習用、職業訓練用及び特別許可用のノートに落書きをしないこと。

ウ ノートは、他人に貸したり、書かせたりしないこと。

エ ノートは、大切に使用し、汚したり、破ったりしないこと。

オ 文字の訂正は、消しゴム又は棒線で消し、ページを破らないこと。

カ 記入するときは、あらかじめ記されたページの順を追って記入し、余白を残さないこと。

キ 検査等のためノートを提出するよう指示された場合は、直ちに提出すること。

ク 次の各項に該当するような内容は書かないこと。

(ア) 故意に文意不明にしたもの又は学習上特に許可された以外の外国語や記号を使用したもの

(イ) 他人をひぼう、中傷するもの

(ウ) 残酷、わいせつ、犯罪に関するもの又は所内の規律及び秩序を害するおそれのあるもの

(エ) 他の被収容者及びその関係者並びに親族等申告書に記載した人物以外の人の氏名、住所、電話番号等

(オ) 施設の配置図や警備に関するもの

(カ) その他矯正処遇上不相当と認められるもの

4 書籍等の取扱い

書籍等とは、書籍、雑誌、新聞紙及びその他の文書図画のことを言います。図書、新聞紙等の閲覧は、所内生活の糧となり、また、健全な社会復帰に向けて自己啓発を図る上で欠かすことはできません。当所が貸与する図書、回覧する新聞紙等は皆で使うものです。破ったり、汚したりしないよう大切に取り扱いましょう。また、自弁の書籍等についても、勝手に他の人と貸し借りをしたり、閲読許可証を剥がしたり、書き換えたりしてはいけません。

(1) 備付書籍

ア 備付書籍は定期貸与と特別貸与があります。

イ 定期貸与は、月2回程度、図書室等において、希望する図書を1回3冊以内貸与します。貸与期間は、原則として次回貸与日までのおおむね2週間以内です。

ウ 特別貸与は、一人3冊以内を個人貸与し、貸与期間は3か月とします。自主学习、作業、信仰上及び裁判所その他法律上権限を有する機関による権利救済を受けるため等の理由により、辞典、経典、学習用図書等又は六法全書等の法律専門書等の貸与を希望する人は申し出てください。

(2) 備付日刊通常新聞紙

日刊通常新聞紙(時事の報道を主とする市販の日刊新聞紙)は皆さんの閲覧傾向を参酌して当所で1紙を指定して購入し、居室棟で回覧します。日刊通常新聞紙を購入している人には同回覧を省略します。

(3) 自弁の書籍等

ア 当所では、自弁の書籍等について、次のとおり区別して取り扱います。

(ア) 日刊通常新聞紙…時事の報道を主とする市販の日刊新聞紙のことです。

みな えつどくけいこう さんしゃく とうしょ してい し
皆さんの読読傾向を参酌して当所で指定した2紙のうち1紙について、
げつ げつ はんい つきたんい よやくこうどく
1か月から6か月までの範囲で月単位で予約購読することができます。
さしい みと
差入れは認められません。

(イ) 日刊特別新聞紙…スポーツ等特定の分野の報道を主とする日刊新聞紙の
ことです。当所で指定した2紙のうち1紙について、1か月から6か月
までの範囲で月単位で予約購読することができます。差入れは認められま
せん。

(ウ) 雑誌…定期的に号を追って刊行される市販の製本された出版物のこと
です。

(エ) 書籍…雑誌、新聞紙、その他の文書図画以外の市販の製本された出版物
のことです。

(オ) その他の文書図画…パンフレット、写真など上記のいずれにも該当しな
い文書図画のことです。

イ 自弁の書籍等は、全て内容を検査し、当所の規律及び秩序を害する結果を
生ずるおそれやあなたの矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれの
有無を調べ、支障がない場合にはあなたに交付します。場合によっては、書籍
等の一部を削除し、又は抹消することがあります。削除や抹消の可否は、
新聞紙や雑誌については入所時にあなたに意思確認をし、書籍については
その都度意思確認をします。あなたが削除や抹消を承諾しない場合には、
ごく一部でも支障がある書籍等は全て閲覧が許されないこととなります。
書籍等の削除した部分は、廃棄します。

ウ 自弁の書籍等は、差入れ又は購入の方法で取得できます。ただし、日刊
通常新聞紙及び日刊特別新聞紙は、当所が指定した販売店から定期購読す
る方法でしか取得できず、その他の文書図画は購入できません。差入れも
購入も無制限には許されず、次の制限があります。

(ア) 日刊通常新聞紙及び日刊特別新聞紙
それぞれ1紙ずつ、原則、毎月25日に、翌月以降の購読を月単位で予約
することができます。最長6か月まで予約が可能です。購入代金は、月
単位で領置金から引き去ります。

なお、釈放等により購読を途中で中止する場合には、可能な範囲で購読
料金を返還しますので、申し出てください。

(イ) 書籍及び雑誌
毎月2回の受付日に書籍及び雑誌の購入を申し込むことができます。
申込みができる冊数は、1回につき3冊までです。申し込む際には、書籍
の題名、出版社等を正確に記載してください。週刊誌等月に複数冊刊行さ

れる雑誌は、1か月分を1冊と数えます。差入れも可能です。差入れの冊数については、窓口差入れ、郵送差入れともに1回につき5冊までとします。ただし、窓口差入れは、一人1回しかできません。差入れをしてくれる予定の相手方に面会時や信書等で必ず伝えておいてください。

差入れ又は購入により取得した自弁の書籍等で、閲覧が不許可とされたものについては、廃棄、外部の人への交付又は領置総量の範囲内において領置することができます。ただし、領置総量を超える場合は、速やかに超過量分の領置物について廃棄又は外部の人への交付の手続を行わなければなりません。

自弁の書籍は、保管私物の保管限度量内にとどめるものとし、保管限度量を超えるものについては、廃棄又は外部の人への交付をしなければなりません。

また、読み終わって不用な書籍を利用して、社会貢献ができる取組を行っていますので、この趣旨に賛同してくれる人は、不用な書籍を所定の箱に入れてください。

(ウ) その他の文書図画

その他の文書図画は、原則として差入れに限られます。差入れについては、1回につき最大10部まで（ただし、写真に限り20枚まで）としていますので、差入れを依頼する場合などには注意しましょう。

第9 自己契約作業及び余暇活動の援助

余暇時間とは、点検、食事、作業、就寝等といった特定の起居動作を義務付けられない時間帯の事です。平日においても、夕刻から夜間にかけて、3時間程度は余暇時間が確保されています。余暇時間をどのように過ごすかは、当所の規律及び秩序を害したり、他人に迷惑を掛けたりしない限りはあなたの自由です。時には、ゆったりとくつろいで心をリフレッシュさせることも必要です。ただ、所内生活の時間を有効に活用し、余暇時間を善用するよう努めることを忘れてはいけません。余暇時間を意義あるものとするための活動として、以下のとおり、自己契約作業、レクリエーション及び各種行事並びにクラブ活動等があります。

1 自己契約作業

(1) 余暇時間には、自己契約作業が許される場合があります。自己契約作業とは、外部の事業者との請負契約により行う物品の製作その他の作業のことをいいます。自己契約作業を提供する外部の事業者は、当所において選定します。作業内容は、居室内で行う内職的な単純作業です。賃金は出来高払いとなり、決して高いものではありません。賃金は、外部の事業者からの差入れの形で支払われます。

(2) 自己契約作業は、勤労意欲、能力その他の事情を考慮し、自己契約作業を行うことが可能であると見込まれ、かつ、「第7 作業」における作業を行っている場合で、個別に審査した結果、許されることがあります。自己契約作業を希望する人は、職員に申し出てください。ただし、作業量や作業場所等の都合により、申し出たからといって必ず許可になるとは限りません。また、一旦自己契約作業を始めた以上、少なくとも2週間以上前に辞退を申し出ない限り、勝手にやめることはできません。

2 レクリエーション及び各種行事

(1) レクリエーション

レクリエーションは、余暇時間を利用して、単調になりがちな所内生活に潤いを持たせ、気分転換や、心身の健康増進を図るために行うものです。

(2) 各種行事

ア 誕生会

毎月、その月に生まれた人たちを対象に、お互いの誕生日を祝福するとともに、過去を反省し更生の一助とするために誕生会が行われます。

誕生会に参加する人は、その意義を理解して、健全な社会人となるよう思いを新たにしながら参加することが大切です。

イ その他の行事

所内生活に変化と潤いを持たせ、また、集団活動を通じて規律を身に付け、協調性、責任感等を養うため、慰問等が開催されます。

ウ 行事出席者の心得

行事に出席する際は、次の事項を守ること。心得事項に反し態度不良の人に対しては、講堂、教室等から退室を指示することがあります。

(ア) 居室や工場と講堂や教室間の移動の途中を含め、交談をしないこと。

(イ) 服装を正し、職員の指示に従って行動すること。

(ウ) あらかじめ居室や工場等で用便を済ませ、講堂等に入ってから用便を申し出ることのないよう心掛けること。

(エ) 行事が開始されるまでの間及び終わって退出するまでの間は、静かに待つこと。

(オ) 行事中は、やじを飛ばしたり、足を踏みならしたり、度の過ぎた拍手・笑い声及び奇声を発するような無作法な態度はとらないこと。

3 その他の余暇活動の援助

(1) クラブ活動

ア クラブ活動は、健全な趣味や豊かな情操を育て、余暇を善用する習慣を養うため、短歌、俳句、絵画等の種目があります。

イ 入部を希望する人は、募集の告知の申込期間内に申し出てください。審査の上決定しますが、各クラブとも人数等の制限があるため、欠員ができるまで許可にならないことがあります。

ウ 入部したら途中で投げ出したりせず、最後まで怠けずにやり抜くよう努力しましょう。また、講師は、主に外部の篤志家が時間を割いて指導して下さるので、礼儀正しく真剣な態度で指導を受けましょう。

(2) 所内誌「錦川」の発行

2か月に1回所内機関誌「錦川」を発行しています。多くの人に親しめる機関誌にするため、皆さんの代表として選ばれた編集に携わる委員は、いろいろ努力し、研究を重ねています。皆さんが「錦川」誌を大いに愛読し、積極的に投稿してくれることを期待します。

(3) テレビ及びラジオの教育番組

テレビ及びラジオの視聴については、矯正処遇上の目的から、教育番組を一部組み入れています。雑談するなどして、他の人の真面目な視聴を妨げるような行為があってはなりません。

なお、テレビによる教育番組放送時間中は、ラジオの聴取を停止してテレビを視聴することになっています。

だい 第10 がいしゅつおよ がいはく
外出及び外泊

1 外出及び外泊の要件

かりしゃくほう ゆる きかん けいか ちょうえきじゅけいしやまた きん こじゅけいしや
仮釈放を許すことができる期間を経過した懲役受刑者又は禁錮受刑者は、
がいしゅつまた がいはく ゆる ばあい がいしゅつまた がいはく しよくいん どうこう
外出又は外泊が許される場合があります。外出又は外泊とは、職員が同行せず
けいじしせつ そと で ひがえ ばあい がいしゅつ しゅくはく ともな ばあい
に刑事施設の外に出かけることで、日帰りの場合は外出、宿泊を伴う場合は
がいはく がいはく きかん かいな い がいしゅつまた がいはく だれ ゆる
外泊といい、外泊の期間は、7日以内です。外出又は外泊は、誰にでも許される
ものではなく、しよてい ようけん すべ み ひと えんかつ しゃかいふつき はか ひつよう
所定の要件を全て満たす人で、円滑な社会復帰を図るため必要と
みと ばあい かぎ ゆる
認められる場合に限り許されることがあります。

(1) 外出又は外泊が許される人の要件（全て該当する人）

- ア だい しゅ せいげんくぶん してい また かりしゃくほう ゆる けつてい
第1種の制限区分に指定されていること又は仮釈放を許す決定がされて
いること。
イ かいぜんこうせい いよく とく たか みと
改善更生の意欲が特に高いと認められること。
ウ じゅけいたいど とく りようこう
受刑態度が特に良好であること。
エ けい げつじょうしつこう がいはく ばあい かぎ
刑が6月以上執行されていること（外泊の場合に限る。）。

(2) 外出・外泊が許される場合

- ア せいかつかんきょうちょうせい かか ようむ ほ ごかんさつかん ほ ごし こうせいほ ごしせつ
生活環境調整に係る用務のため保護観察官、保護司、更生保護施設、
ひきうけにん きょうりょくこようぬしとう ほうもん ばあい
引受人、協力雇用主等を訪問する場合
イ しゅつしよ ご えんかつ しゅうろう はか こうきょうしよくぎょうあんていじよ た こうてききかん
出所後の円滑な就労を図るため公共職業安定所その他の公的機関を
ほうもん また きぎょうとう ぎょうむせつめいかい さいようめんせつ さんか ばあい
訪問し、又は企業等の業務説明会や採用面接に参加する場合
ウ しゅつしよ ご きよじゅうさき こんいんかんけい こ よういくかんけい ちょうせいとう しんぞくとう ほうもん
出所後の居住先や婚姻関係、子の養育関係の調整等のため親族等を訪問
また こようかんけい ちょうせいとう しゃくほうご しゅうしよく よてい きぎょうとう
し、又は雇用関係の調整等のため釈放後に就職を予定している企業等を
ほうもん ばあい
訪問する場合
エ た じょうき じゅん しよちょう そうとう みと ばあい
その他上記アからウまでに準じ所長が相当と認める場合

2 外出又は外泊中に遵守すべき事項

がいしゅつまた がいはく ゆる ひと がいしゅつまた がいはく かん じゅんしゅ じこう とくべつ
外出又は外泊を許された人には、外出又は外泊に関し遵守すべき事項（特別
じゅんしゅじこう しよめん こくち がいしゅつまた がいはく ゆる
遵守事項）が書面で告知されます。外出又は外泊を許されたということは、あ
とうしょ から きわ しんらい い み しんらい うらぎ
なたが当所から極めて信頼されていることを意味します。信頼を裏切ることのない
ないう、内容をよく読んで、定められたことを守りましょう。

だい 第11 けいじしせつしきついいんかい
刑事施設視察委員会

1 けいじしせつしきついいんかい せいど しゅし
刑事施設視察委員会の制度の趣旨

けいじしせつしきついいんかい ちいきじゅうみん かたがた かんけい きかん だんたい すいせん
刑事施設視察委員会は、地域住民の方々や関係する機関・団体などから推薦さ
だいさんしや しいんかい けいじしせつ しきつ ひしゅうようしや めんせつ つう
れた第三者からなる委員会であり、刑事施設の視察や被収容者との面接などを通
けいじしせつ うんえい じつじょう てきかく はあく うえ けいじしせつ ちよう たい しせつ
じて刑事施設の運営の実情を的確に把握した上で、刑事施設の長に対し、施設
うんえい かん こくみん じょうしき はんえい いけん の しく
の運営に関する国民の常識を反映した意見を述べていただく仕組みとして、
かくけいじしせつ ほんしよ せっち
各刑事施設（本所）に設置されています。

これによって、へいさてき けいじしせつ うんえい どうめいせい かくほ
閉鎖的になりがちな刑事施設の運営について、透明性を確保す
るとともに、そのかいぜんこうじょう し きたい
改善向上に資することが期待されています。

とうしよ いわくにけいむしよしきついいんかい お
当所には、岩国刑務所視察委員会が置かれています。

2 いいん みぶんと
委員の身分等

いいん ほうむだいじん にんめい ひじょうきん こっかこうむいん しょくむ
委員は、法務大臣によって任命された非常勤の国家公務員であり、その職務を
つう してつ さまざま じょうほう ふ しゅひぎむ か
通じて施設の様々な情報に触れますので、守秘義務が課されています。

3 いいんかい かつどうないよう
委員会の活動内容

いいんかい しゅ にんむ しょうちょう たい とうしよ うんえい かん いけん の
委員会の主たる任務は、所長に対し当所の運営に関する意見を述べることで
あり、ぐたいてき つぎ かつどう おこな
具体的に次のような活動を行います。

(1) とうしよ かいぎ かいさい とうしよ うんえい きょうぎ
当所において会議を開催し、当所の運営について協議します。

(2) とうしよ うんえい じょうきょう はあく とうしよ しきつ
当所の運営の状況を把握するため、当所を視察します。

(3) とうしよ うんえい じょうきょう じょうほう しゅうしゅう みな めんせつ
当所の運営の状況についての情報を収集するため、皆さんと面接します。

(4) みな ていしゅつ とうしよ うんえい かん いけん ようぼう きさい しょめん
皆さんから提出された、当所の運営に関する意見や要望を記載した書面の
ないよう かくにん
内容を確認します。

4 いいん めんせつおよ いいんかい たい しょめん ていしゅつ
委員による面接及び委員会に対する書面の提出

(1) いいん めんせつ
委員による面接

ア めんせつ もうしで
面接の申出

いいん めんせつ きぼう ばあい むね きさい しょめん がんせん さくせい
委員による面接を希望する場合は、その旨を記載した書面（願箋）を作成
しゅくいん ていしゅつ
し、職員に提出します。

なお、とくてい いいん めんせつ もうしで おう
特定の委員との面接についての申出には、応じられません。

イ めんせつたいしょうしや せんてい
面接対象者の選定

いいん めんせつ いいんかい けつてい もと じっし めんせつ もうしで
委員による面接は、委員会の決定に基づき実施されるので、面接の申出を
ばあい じっし ばあい
した場合であっても、実施されない場合があります。

また、めんせつ もうしで ばあい いいんかい めんせつ もと
面接の申出をしていない場合であっても、委員会から面接を求めら
れることがあります。ばあい かなら めんせつ おう
その場合は、必ず面接に応じなければならないも
のではありません。

(2) 委員会に対する書面の提出

ア 書面の提出について

委員会に対して、当所の運営に関する意見や提案がある場合には、「意見・提案書」を提出することができます。「意見・提案書」を記載するに当たり、庶務課職員の支援が必要な人は申し出てください。

(ア) 書面の備付場所等について

「意見・提案書」は、各工場掲示板、第1寮運動場出入口及び第1寮浴室前に備え付けてあります。各自で取って、居室で記載することができます。1件につき1枚とし、一度に複数枚取ることはできません。

なお、書面が備え付けられている居室の人で、書面が足りなくなった場合は、上記備付場所から取ってください。

(イ) 書面の提出方法について

「意見・提案書」は、以下の方法により提出できます。

a 提案箱への投函

第1寮食堂出入口、第1寮浴室前、第1寮運動場出入口及び第2寮1階・食堂間通路に設置している提案箱に投函することができます。

b 委員会への郵送

自弁の封筒、切手等を使用して委員会宛てに郵送することができます。封筒には、書面以外のものを封入してはいけません。内容の秘密が保たれるよう配慮した上で、書面以外の物の有無を確認しますので、封筒は、糊付けせずに職員に提出してください。

住所及び宛名は、次のとおりです。

〒741-0061 山口県岩国市錦見6丁目11-29

岩国刑務所視察委員会 御中

イ 提出された書面の取扱い

提案箱は、委員会が管理しており、皆さんから委員会に対し提出された書面は、職員によって記載内容が確認されることはありません。その後、委員会がその書面を当所に示すか否かは、委員会の判断に委ねられています。

(3) その他

委員会は、個別の事案について被収容者の権利利益の救済を図るための機関ではないので、面接や書面の提出によって個別の不服を申し出たとしても回答がされることはありません。

だい ぶっぴん たいよおよ しきゅう
第12 物品の貸与及び支給

当所では、あなたが所内生活を送るのに必要な物品を貸与し、又は支給します。
これらの物品は、衣類及び寝具、食事及び湯茶並びに日用品、筆記具その他の物品
に区分されます。誕生会などの行事に際し、嗜好品を支給することもあります。

1 衣類及び寝具

衣類及び寝具は、季節に応じて貸与されますので、次のことに心掛けましょう。

- (1) 衣類及び寝具は、入所時に個人貸与します。
- (2) 衣類及び寝具は、計画的に洗濯、補修及び交換を行うなど、保清及び適正な管理に努めているので、大切に扱うこと。
- (3) 定期的に寝具乾燥があるので、放送等で指示された場合には必ず乾燥を実施すること。
- (4) 個人貸与の衣類には、称番号を記載してあるので、勝手に書き換えたり、破損させたり、他人の物と交換したりしないこと。
- (5) 貸与された衣類が大き過ぎたり、小さ過ぎたりして身体に合わないときは、職員に申し出て交換してもらおうようにし、勝手に改造等しないこと。
- (6) 衣類や敷布等は、常に清潔にし、洗濯日には必ず出すこと。
自分で洗濯することを許可されている下着等以外のものは勝手に洗濯することは禁止されています。ただし、下着等を生理等で汚したりした場合には、職員の許可を得て、その部分をつまみ洗いしてから洗濯に出すこと。
- (7) 入所時に所持し、領置した衣類を着用して出所する予定の人は、満期前2か月以内、又は地方更生保護委員会委員の面接が終了した時点で、原則として自分の領置金をもって外部のクリーニング業者にその衣類の洗濯の願出をすることができます。

2 食事及び湯茶

- (1) 主食
主食(米麦飯又はパン食)の熱量は、作業形態によって支給量が異なり、A食、B食、C食の各段階に分けられています。当所では、おおむね5日に1回、パンを主食として支給していますが、熱量は米麦飯と同じです。
また、医療上及び健康保持上(体位が著しく異なる場合等)必要と認める人に対しては、作業形態にかかわらず、支給量を変更し、又はお粥など通常と異なる内容等に変更して支給します。
- (2) 副食
副食は、病気等の治療上特別の献立を必要とする人を除き、全員同じものが支給され、必要な熱量、たんぱく質、脂質、カルシウム、ビタミン等の標準栄養量が確保されています。

まいにち こんだて みな しこうけいこう さんこう ひょうじゆんえいようりょう かくほ
毎日の献立は、皆さんの嗜好傾向を参考にしながら、標準栄養量を確保し、
さだめられた さいだいしづめがく ぎんがく はんい ないよう へんか も じゅうぶん
定められた菜代指定額の金額の範囲内で、内容に変化を持たせるよう十分
くふう さいせい きゅうしょく まいにち ちょうりめん えいせいめん
工夫して作成し、給食しています。また、毎日の調理面、衛生面などについ
て じゅうぶんけんとう くわ きゅうしょく こうじょう つと す きら
て十分検討を加えて、給食の向上に努めているので、好き嫌いをしないよ
うにしましょう。

(3) 喫食時間

- ア 3食（朝食、昼食、夕食）とも、所定の食事時間内に食すること。
イ 特別に支給するもの（祝日菜、正月に支給する折詰等）については、そ
の づど しじ きかんない た
の都度指示する期間内に食すること。
ウ からだ ぐあい わる しょくじ と すこ た
体の具合が悪く食事が摂れなかったり、少ししか食べられなかったりし
ばあい しょくいん もう で
た場合は、すぐに職員に申し出ること。
エ た もの やりとりは 禁止されています。食 べ 残 した もの は、 必 ず 残 飯 と
して その づど しじ せんにんじょう ていしゆつ かく せんめんじょ
その都度指示された要領で提出し、隠したり、洗面所やトイレなどに
す
捨てたりしないこと。

(4) 湯茶

ゆちゃ しょくじ じかんたい しきゅう ひつよう おう いがい じかんたい
湯茶は、食事の時間帯に支給するほか、必要に応じて、それ以外の時間帯に
しきゅう きょしつ こうじょう すいどう みず の さ つか
支給することもあります。居室や工場の水道の水は飲んでも差し支えありま
せんが、たいりょう の けんこう あくえいきょう およ ちゅうい
せんが、大量に飲むと健康に悪影響が及ぶおそれもあるので注意しましょう。

3 日用品、筆記具その他の物品

- (1) ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、石けん、タオル、ボールペン等の日用品、筆記具
がみ は はみが こ せつ どう にちようひん ひっきぐ
その他の物品は、貸与され、又は支給されます。
(2) 無駄遣いしなければ、物品ごとの基準量で不足しないはずですから、大切に
むだづか ぶつびん たいよ また しきゅう たいせつ
使うように心掛けましょう。また、歯ブラシ、タオル等が使用不能となり交換
つか こころが は どう しようふのう こうかん
するとき、かなら いま しょう ふる もの ていしゆつ
するときは、必ず今まで使用していた古い物を提出すること。

だい 第13 きんぴん とりあつかい
金品の取扱い

1 入所時の所持物品等

(1) 入所時に所持している金銭は、領置(施設が預かって保管すること)します。ただし、次のアからウまでの条件を全て満たす人には、郵便貯金(定額貯金)をし、貯金通帳を領置することが許可されるので、希望者は申し出ること。

なお、一旦貯金したら、原則として在所中の引き出しは許可されません。

ア 帰住に必要な旅費額及び在所中の必要見込経費(刑期終了までの月数に3千円を乗じた額)を差し引いてもなお10万円以上の領置金を有する

人

イ 貯金時において残刑期が1年以上ある人

ウ 領置金を交付できる親族その他の身寄りがない人

(2) 入所時に所持している物品のうち、高価な装飾品、免許証、通帳などの貴重品は、特別領置品として堅牢な保管庫に保管します。

(3) 入所時に所持している物品のうち、上記(2)を除く物品については、所内で使用を許すものはあなたに引き渡してあなた自身に保管させ、所内で使用を許さないものは領置します。ただし、入所時に所持している物品が、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、あなたに引き渡すことも領置もできないので、外部の人への交付又は廃棄の手続をとらなければいけません。

ア 保管に不便なもの

イ 腐敗し、又は滅失するおそれがあるもの

ウ 危険を生ずるおそれがあるもの

2 物品の保管

当所が領置する物品を「領置物」といい、所内で使用を許し、あなたに保管させる物品を「保管私物」といいます。

(1) 最大限領置することのできる量(領置限度量)は、領置箱1箱(容積約70リットル)です。領置物の総量が領置限度量を超える場合には、超過量に相当する領置物について、速やかに外部の人への交付又は廃棄の手続をとること。

なお、トランクや大型バッグ等の不定形物は、別の棚に保管しますが、領置物を収納する程度の大きさを大幅に超える場合は、保管できないことがあります。その場合には、速やかに外部の人への交付又は廃棄の手続をとること。

(2) 保管私物を最大限所持することのできる量(保管限度量)は、個人貸与する「私物保管箱(約65リットル)」1箱です。私物保管箱に整然と収納した状態で蓋が完全に閉まる必要があります。

保管私物の総量が保管限度量を超える場合には、超過量に相当する保管私物について、速やかに外部の人への交付又は廃棄の手続をとること。

なお、居室には、保管私物を含めた所持品の保管場所として、私物保管箱のほかに保管場所が割り当てられています。

特に必要がない限り、私物（保管私物及び個人に貸与又は支給されている物品）は、私物保管箱や割り当てられた保管場所に整然と収納しましょう。

- (3) 領置物の総量が領置限度量を超えた場合又は保管私物の総量が保管限度量を超えた場合には、超過量に相当する領置物又は保管私物を外部の人に交付又は廃棄しなければなりません。職員からその旨の告知を受けたにもかかわらず、相当の期間交付も廃棄もしようとしない場合には、自弁購入を制限するほか、超過量に相当する領置物又は保管私物を売却し、又は廃棄することになります。

超過量に相当する領置物又は保管私物の選定は、あなたが具体的に物品を指定した場合にはこれを参酌しますが、物品を指定しない場合には当所において適宜選定します。一般的に、売却できるものは限られており、仮に売却できても金額は極めて少額です。売却できた場合には、その金額を領置金に繰り入れます。

なお、あなたが当事者として現に係属している裁判について、裁判所の事件に関する記録その他の書類又は写しについては、領置物や保管私物の量を計る際には別扱いとします。

3 外部の人への交付及び廃棄

- (1) 保管私物及び領置物は、当所の規律及び秩序を害し、又はあなたの矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあると判断した場合を除き、親族等の外部の人に交付することができます。交付を希望する場合には願箋で申し出ること。

- (2) 保管私物を廃棄する場合には、ごみ箱に捨てる消耗品類を除き、職員に申し出て廃棄すること。

4 自弁の物品の使用等

(1) 自弁購入

領置金又は作業報奨金で購入できる物品の品目は、別に備え付けている「自弁物品表」や「購入物品価格及び商品コード一覧表」のとおりです。購入日は、原則として毎月1回、定期的に受け付けているので、必要なときは担当職員に申し出て、物品購入願箋により購入の手続を取ること。

なお、領置限度量、私物保管限度量を超えた場合は、新たな購入ができなくなるがあるので、計画的に購入しましょう。購入品は、管理上の都合

により、原則として当所内にある売店から購入することになっています。

(2) 差入れ

差入れは、原則として平日において、書籍等、金銭及び出所時必要な衣類等が許可されています。

なお、書籍などが差入れ制限冊数（5冊まで）を超えて郵送された場合には、原則として差入人負担で返送する取扱いとなるので、家族等とよく連絡しておくこと。

差入れが次に当たるときは、許されないことがあります。

ア 施設の規律及び秩序を害するおそれがあるものであるとき。

イ 差入人が親族以外の者である場合において、差入人との関係に照らし、矯正処遇上支障を生じるとき。

ウ 差入人の氏名が明らかでないものであるとき。

エ 自弁により使用し、若しくは摂取することができることとされる物品又は釈放の際に必要なと認められる物品以外の物品であるとき。

オ 保管に不便なものであるとき。

カ 腐敗し、又は消滅するおそれがあるものであるとき。

キ 危険を生ずるおそれがあるとき。

(3) 補正器具等

次に当たる物品については、施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁の物品を使用させます。

ア 眼鏡その他の補正器具

イ 自己契約作業を行うのに必要な物品

ウ 信書を発するのに必要な封筒その他の物品

エ 外出・外泊の際に使用する衣類その他の物品

(4) 留意事項

ア 日用品以外でも、自弁の物品を使用する等の場合は、原則として、同種物品の貸与又は支給はしません。新たに自弁の物品を使用するときは、貸与又は支給されていた物品を速やかに返納すること。

イ 自弁の物品が、あまりにも高価な物や華美な物は、その使用等が許されないことがあります。

ウ 当所に移送されてきた人で、前の施設で使用等が許されていた物品については、当所でも原則として使用等ができます。ただし、当所の実情により、許可できない場合もあります。

エ 保管私物は、各自が保管私物箱に入れて施錠するなどして厳重に管理しましょう。保管私物が無くなったり壊れたりしても、当所では責任を

お
負いません。

オ 所内生活では、生活に必要なものは貸与又は支給されますから、なるべく
その貸与品又は支給品で生活するようにし、家族等に余分な負担や迷惑を
か
掛けないように心掛（こころが）けましょう。

だい 14 医療及び保健衛生

1 医療

- (1) 病気やけがのため、診察や治療を受けたいときは、指定された方法により、申し出なければなりません。ただし、急病の時は、臨時に担当職員に申し出ることができます。
- (2) 病状を聞かれたときはありのままを答え、病状を大げさに言ったり、嘘を言っははいけません。また、休養や薬の処方等を強要してはいけません。なお、休養とは、病室又はそれに準じる居室において、傷病の静養に専念することを意味する用語です。
- (3) 特異体質（アレルギー体質又は薬品や食物の摂取によりアレルギーが生じたことがあるなどを意味する。）の人は、あらかじめ医務課の職員にその旨を申し出ましょう。
- (4) 診察室や控室等では、静かに順番を待たなければいけません。
- (5) 検便、体重測定、定期的に行われる健康診断又は必要に応じて行われる予防注射等を受けることを指示された場合は、必ず受けなければなりません。
- (6) 結核、ウイルス性肝炎、性行為感染症、皮膚疾患等感染性の病気がある人、既往症のある人、身体に欠陥のある人は、必ず申し出ましょう。なお、当所では、感染症予防のための検便や結核予防のための健康診査等を定期的に行っています。
- (7) 当所では、予防接種法に基づきインフルエンザの予防接種を実施しています。次のいずれかに該当する人で、接種を希望する人は、接種の対象になります。が、予防接種の実施前の健康状態によっては、医師が予防接種を行うことが不適当と判断する場合があります。

ア 65歳以上の人

イ 60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に日常生活の活動が極度に制限される程度の障害を有する人

- (8) 自分の健康は、自分で守るという心構えを持ちましょう。

2 健康診断

健康診断には、入所後速やかに行われる健康診断と、毎年1回以上行われる定期診断があります。また、当所における保健衛生上必要があるときにも健康診断を行います。

健康診断は、あなたの健康状態を確認するために行うものですが、多数の人が衛生上良好な状態で生活できるようにするために必要なものでもあるので、職員の指示に従って整然と受診すること。

なお、健康診断を実施するため必要な限度で行う採血、エックス線撮影その他

いがくてきしよち こば
の医学的処置を拒むことはできません。

3 指名医による診療

診療は、原則として、当所の職員である医師により行われますが、あなたが、当所の職員でない医師等を指名してその診療を受けることを申請した場合に、傷病の種類及び程度、刑事施設に収容される前にその医師等による診療を受けたことがあるなどの事情に照らして、医療上適当であると認めるときに、当所において、自費（診療に要する費用を全額自己負担）により、その診療を受けることを許すことができる制度として指名医による診療があります。

なお、指名医による診療に要する費用は、健康保険制度の適用対象外ですので相当な費用を要することになります。

(1) 指名医による診療の申請

指名医による診療を希望するときは、その旨を記載した願箋を提出した後、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を提出しなければなりません。

ア 指名医による診療を受けることを希望する傷病名

イ 医師等の氏名及び勤務医療機関名又は連絡先

ウ 刑事施設に収容される以前において、当該医師等による当該傷病の診療を受けた経緯の概要

エ 指名医による診療を受けることを希望する理由

オ 指名した医師等に依頼する診療内容

(2) 指名医による診療の要件

指名医による診療が許されるためには、原則として次の各要件の全てを満たしている必要があります。

ア 申請書に記載した傷病を有していること。

イ 診療を受けることを申請する医師等を特定していること。

ウ 申請する診療が当所において実施可能であること。

エ 当所における診療として対応することが困難な負傷又は疾病であること。

オ 当所の管理運営上支障がないこと。

カ 申請する医師等が診療を承諾していること。

(3) 注意事項

指名医による診療を許可された場合であっても、診療を実施するに当たり、指名医が所長が行う措置に従わないとき、所長の指示する事項を遵守しないとき、指名医による診療の要件を欠くことになったときなど、指名医による診療を継続することが不相当であるときは、診療を中止し、以後、その指名医の診療を許さないことがあります。

4 薬剤の管理

医師等の処方により投与される薬剤や内服薬については、基本的にその一部又は全部が自己管理となりますが、定められた用量用法を守り、一度に多く飲んだり、他人に譲り渡したりすることは禁止されています。また自己管理ができないと判断された人については、薬剤を自己管理させず、当所で管理することとなるので、責任を持って管理しなければなりません。

5 休養中の心得

病気やけがのため休養となったときは、次の心得を守り、一日も早く健康を回復するよう療養に専念しなければなりません。

- (1) 病状により食事、入浴及び運動等を制限されたときは、確実に指示を守ること。
- (2) 安静時間中は、静養に専念すること。
- (3) 共同室に収容された場合は、同室の人に迷惑を掛けないこと。
- (4) 病状を正直に申し出、また、症状が急変したときは、直ちに職員に申し出ること。
- (5) 休養の解除を強要しないこと。

6 運動

運動は、次のアからカまでに示した日を除き、できる限り戸外で30分実施します。様々な事情から屋内や居室内となる場合もあります。また、戸外運動とは別に居室内運動を実施します。

居室内運動の時間は、午後6時30分から午後7時まで、毎月2日間の教育的処遇を実施するため作業を行わない日及び休日の午前10時から同時15分までと午後3時から同時15分までです。

居室内で運動をする場合には、他の人の迷惑にならない程度に屈伸運動、ストレッチ体操などを行うようにしましょう。

ア 行政機関の休日（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日）

イ 降雨その他の戸外で運動を行うのに適さない事情がある日

ウ 当所の規律及び秩序を維持するため運動の実施が著しく困難な日

エ 夏季における3日間の作業を行わない日及び毎月2日間の教育的処遇を実施するため作業を行わない日

オ 戸外で運動を行う時間を確保できない事由がある受刑者についてのその日

カ 戸外で矯正処遇として運動競技等を行った受刑者についてのその日

7 入浴

入浴は、週3回の割合で、定められた日に行いますが、体の調子の悪い人や入浴ができない理由があるときは職員に申し出ること。入浴時間は約20分間（更衣時間を含む。）です。

炊場、衛生係等、作業上の汚損の程度により、別に入浴を実施することがありますので、身体の清潔に努めること。

なお、皮膚病や性病にかかっていることがあらかじめ分かっている人は、職員に申し出ること。

入浴に当たっては、多数の人が気分よく入浴するために、次のことを守ること。

ア 入浴中は、話をしないこと。

イ 浴槽には、身体をよく洗ってから入ること。

ウ 浴槽内にタオルを入れたり、浸したりしないこと。

エ 湯水を無駄遣いしないこと。

オ シャワー、カラン等を乱暴に取り扱わないこと。

8 調髪

調髪（カットのみ）を希望する人は、月初めに担当職員に申し出ましょう。カットの際に、あなたの要望を伝えることはできますが、非常に短い髪型等特異な髪型にはできません。

9 顔そり

月に1回、希望者に実施することになっています。ただし、自弁のかみそりを所持している人は、余暇時間に適宜実施できます。

10 その他

集団生活においては、個人衛生の向上が全体を良くする基礎となるので、各自が衛生に気を遣い、例えば、次の事項を特に意識して、良い習慣を身に付けていくことが大切です。

(1) 洗濯の日には、必ず着替えて、洗濯物を出すこと。

(2) 爪は、常に短く切り、清潔に手入れをしておくこと。

(3) 食事前、用便後の手洗いは、確実に行うこと。また、炊事係及び配食係の人は、特に衛生に注意して炊事や配食を行うこと。

(4) インフルエンザ等の感染症予防対策として、うがいを励行すること。

(5) たんや唾は不衛生にならないように始末をし、辺りに吐き散らさないこと。

(6) 便所等の汚れやすい場所は、不衛生にならないように、いつも注意し、清潔にしておくこと。

第15 宗教上の行為及び宗教教誨

正しい信仰と宗教に対する理解は、生活に指針を与え、心にゆとりと潤いを持たせ、生きる喜びと力を生み出す源となるものです。信仰心を尊重し、また、宗教に今まで関心が無かった人でもそのきっかけをつかみ、宗教的情操を養うことができるよう、教誨師が行う説教、礼拝その他の宗教行事に参加し、又は個別に教誨を受ける機会が準備されています。希望する人は職員に申し出てください。

なお、こうした宗教上の教誨や儀式行事への参加は強制するものではなく、参加しなかったからといって何らの不利益もありません。

1 一人でを行う宗教上の行為

あなたが余暇時間に一人で礼拝その他の宗教上の行為を行いたい場合には、他人の迷惑にならないよう十分注意して行いましょう。たとえ宗教上の行為であるとしても、大声や騒音を発したり、他人の迷惑になるような言動をしたり、職員の視察を妨げるなど、当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある行為は認められません。

2 宗教教誨

希望により個人又は集合による教誨及び宗教行事に参加し、教誨師の指導を受けることができるので、希望する人は職員に申し出てください。

ただし、個人教誨は希望してもすぐに受けられるものではなく、教誨師の都合、申し出ている人数等により相当期間待つことがあります。

3 教誨及び宗教行事出席者の心得

教誨及び宗教行事に出席する際は、次の事項を守ること。心得事項に反し態度不良の人に対しては、退出を指示することがあります。

ア 居室や工場と講堂や教室間の移動の途中を含め、交談をしないこと。

イ 服装を正し、職員の指示に従って行動すること。

ウ あらかじめ居室や工場等で用便を済ませ、講堂等に入ってから用便を申し出ることのないよう心掛けること。

エ 教誨及び宗教行事が開始されるまでの間及び終わって退出するまでの間は、静かに待つこと。

オ 教誨師に対し、不穏当な発言をしたり、無作法な態度をとったりしないこと。

第16 篤志面接委員による面接相談制度

身上相談、所内の様々な事柄等については、教示願等により、それぞれの関係職員ができるだけ相談に応じ、指導に当たっていますが、問題によっては専門的な知識や経験に基づく指導を受けることが必要で、また効果的な場合もあります。このような場合のために、民間篤志家に篤志面接委員を委嘱し、あなたの申出に応じて助言指導に当たってもらう制度があります。悩みを解消し、また、人として成長するために、次の点を理解した上でこの制度を活用しましょう。

- 1 篤志面接委員には、法律関係、保護関係、文芸関係などの専門家がそろっており、相談内容については、固く秘密が守られることになっているので、安心して相談ができます。
- 2 面接の際は、次の事項を守ること。これらが守られないとき、その他篤志面接の趣旨に反したと職員が認めたときは、面接を中止することがあります。
 - ア 各自の裁判又は処遇に関する問題には触れないこと。
 - イ 面接委員と直接に物品の授受をしないこと。
 - ウ 面接委員に対し、外部の人との通信その他相互連絡の取次ぎを依頼しないこと。
 - エ 面接委員に対し、強要したり、不穏当な発言をしたり、無作法な態度をとったりしないこと。

だい 第17 めんかい、しんしょ、はつじゅおよ、でんわとう、つうしん
面会、信書の発受及び電話等による通信

1 面会

(1) 面会できる相手

めんかい、つぎ、かか、ひと、げんそく、ゆる
面会は、次のアからウまでに掲げる人とは原則として許されます。このほか、
こうゆうかんけい、いじ、ためんかい、ひつよう、じじょう、めんかい
交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会によ
り、とうしょ、きりつおよ、ちつじょ、がい、けっか、しょう、また、きょうせいしよぐう、てきせつ
当所の規律及び秩序を害する結果を生じ、又はあなたの矯正処遇の適切
な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことがあります。

ア 親族（内縁関係が認められる人を含む。）

しんぞく、はいぐうしゃ、しんとうない、けつぞく、ふ、ぼ、こ、まご、きょうだいしまい
親族とは、配偶者、6親等内の血族（父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹、
おい、めい、とう、およ、しんとうない、いんぞく、はいぐうしゃ、ふ、ぼ、はいぐうしゃ
おじ・おば、甥・姪、いとこ等）及び3親等内の姻族（配偶者の父母、配偶者
の兄弟姉妹等）のことで、内縁関係は、当所で審査した上で、認定します。
きょうだいしまいとう、ないえんかんけい、とうしょ、しんさ、うえ、にんてい
両者に法律上の配偶者がいる場合等には認められません。

イ 重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な人

あなたにとって、こんいんかんけい、ちやうせい、た、みぶんじよう、じゅうだい、りがい、かか
婚姻関係の調整その他の身分上の重大な利害に係る
ようむ、そしやう、すいこう、た、ほうりつじよう、じゅうだい、りがい、かか、ようむまた、じぎよう、いじ
用務、訴訟の遂行その他の法律上の重大な利害に係る用務又は事業の維持
そのた、ぎやうむじよう、じゅうだい、りがい、かか、ようむ、しより、めんかい
他の業務上の重大な利害に係る用務を処理するため面会すること
ひつよう、とうしょ、みと、ひと
が必要と当所において認める人のことです。

この要件に該当するか否かは、めんかい、もうしで、つど、しよてい、ようむ、そんざい
この要件に該当するか否かは、面会の申出がある都度、所定の用務の存在
しょうめい、かくにん
を証明するものを確認することになります。

ウ 改善更生に資すると認められる人

あなたのごせいほご、かんけい、ひと、しゃくほうご、こやう
あなたの更生保護に関係のある人、あなたの釈放後にあなたを雇用しよ
うとする人等、その人とめんかい
うとする人等、その人と面会することがあなたの改善更生に資すると当所に
おいて認める人のことです。

この要件に該当するか否かは、しよかい、めんかい、もうしで、さい、ほんだん
この要件に該当するか否かは、初回の面会の申出の際に判断します。ただ
し、そのご、めんかいないよう、しんしょ、はつじゅ、じやうきやう、ほんだん、か
後の面会内容や信書の発受の状況により、判断が変わることもあります。

(2) 親族申告書及び親族外申告書

にゆうしよじ、しんぞくしんこくしよまた、しんぞくがいしんこくしよ、しんぞくおよ、ざいしよちゆう
ア 入所時に親族申告書又は親族外申告書に、親族及びあなたが在所中に
めんかい、き、しんしょ、はつじゅ、かのうせい、ゆうじんとう、しめい、ねんれい、せいねん
面会に来たり、信書の発受をする可能性がある友人等の氏名、年齢（生年
がっぴ、ぞくがら、じゅうしよ、しよぎやう、もくてき、きにゆう、けっ、いつわ
月日）、続柄、住所、職業、目的を記入してもらいますが、決して偽り
のしんこく
申告をしてはいけません。

なお、じやうき、げんそく、きよか、ひと、しんぞくしんこくしよまた
なお、上記（1）の原則として許可される人であっても、親族申告書又は
しんぞくがいしんこくしよ、きさい、ばあい、ただ、きよか
親族外申告書に記載がない場合には、直ちに許可できないこともあるため、
めんかい、く、かのうせい、ひと、しんこく
面会に来る可能性のある人は、あらかじめ申告しておくこと。

イ 面会申込みの際、親族又は引受人であることの確認ができない場合は、面会が許可にならないことがあるので、あらかじめ、住民票、運転免許証などで親族関係又は面会申込者本人であることが確認できる物を携帯して来るよう親族等に連絡を取っておくことが必要です。

(3) 面会できる日時、回数及び人数、面会の場所等

ア 面会は、原則として、行政機関の休日（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日）にはできません。受付時間は午前8時30分から午後4時まで（午前11時30分から午後零時30分までを除く。）ですから、面会に来る人には前もって面会の許される日時を連絡しておいてください。

イ 面会は、一月に2回まで行うことができます。この回数は、優遇区分によって増加することがあります。詳しくは「第5 優遇措置」で説明したとおりです。

ウ 面会時間は、通常30分ですが、面会来所者数等の都合により短縮されることがあります。

エ 1回に面会できる人数は3人までです。

オ 面会は、原則として第1寮面会室で行いますが、制限区分が第2種以上の人については、庁舎面会室で行うことができます。

カ 面会に際しては、必要に応じて、職員が立ち会い、又は録音・録画を行います。職員が立ち会わなかった場合には、面会終了後に会話内容を職員が聴取することがあります。職員が立ち会わないということは、それだけあなたのことを信頼していることを意味します。信頼に応え、職員が立ち会わない場合であっても、下記(5)の面会時の心得を必ず守らなければなりません。

なお、当所の措置について訴訟を提起している場合における代理人である弁護士との面会等、一定の場合には立会いや録音・録画を原則として行いません。

(4) 休日予約面会について

優遇区分第1類及び第2類の人については、親族に限り（引受人でも知人は含みません。）、日曜日に休日予約面会を願い出ることができます。休日予約面会については、信書等で相手の人と調整の上、あなたが2か月以上前に、願箋で願い出る必要があります。面会者が予約なしに来て面会できませんので、願い出るときには、確実に調整して間違いのないようにしましょう。

(5) 面会時の心得

ア 談話は無駄を省き要領よく話して定められた時間内に終わること。
イ 面会に用いる言語は、原則として日本語です。許可を受けずに外国語で話したり、又は隠語等相手方だけに通じる言葉を用い、若しくは身振り等で意思を伝達するようなことは禁止します。

ウ 大声を出したり、相手を脅したりなどしないよう穏やかに話すこと。

エ 面会を実施している際に、あなた又は面会の相手方が次の(ア)又は(イ)に該当する行為をするときは、面会に立ち会う職員が、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止する場合があります。面会を一時停止する場合、あなた又は面会の相手方に対し、面会室からの退出その他必要な措置を執ることがありますが、場合によっては、そのまま面会を終了させる場合もあります。

(ア) あなた又は面会の相手方が次の a 又は b のいずれかに該当する行為をするとき。

- a 面会に関し当所が定めた制限に違反する行為
- b 当所の規律及び秩序を害する行為

(イ) あなた又は面会の相手方が次の a から e までのいずれかに該当する内容の発言をするとき。

- a 暗号の使用その他の理由によって、職員が理解できないもの
- b 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの
- c 当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの
- d あなたの矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれのあるもの
- e 特定の用務の処理のため必要であることを理由として許された面会

において、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱するもの

オ 面会に立ち会う職員又は面会室に入室した職員が面会の中止を告知したときは、その指示に従い、直ちに面会室から出なければなりません。

2 信書の発受

(1) 信書の発受ができる相手

信書の発受は、①犯罪性のある人、②信書を発受することにより、当所の規律及び秩序を害し、又はあなたの矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある人との間では行うことができません。ただし、親族（内縁関係が認められる人を含む。）又は婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他のあなたの身分上、法律上若しくは業務上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受する場合には、内容に問題がなければ発受が認められます。

(2) 親族申告書及び親族外申告書

面会のところで説明したとおりです。

(3) 信書の作成要領、通数及び発受の方法

ア 発信の申請は、一月に4通まで行うことができます。この通数は、優遇区分によって増加することがあります。詳しくは「第5 優遇措置」で説明したとおりです。なお、受信の通数制限はありません。

イ 当所に移送されてきた時には、1通に限り、親族、身元引受人宛てに発信をすることができます。この場合、発信通数の制限の対象とはなりません。また、発信費用を負担できないときは、必要な物品を支給するので申し出ること。

ウ 発受信は、正規の手続を経なければなりません。発受信は、必要に応じて、職員が内容を検査します。発信については、封をしないで提出すること。なお、当所の措置について訴訟を提起している場合における代理人である弁護士との信書の発受など、一定の場合における信書の検査は、そうした信書に該当することを確認するために必要な限度で行います。

エ 信書の検査事務の円滑、迅速化のため、発信については、工場（居室棟）別に発信申請日が定められています。もし、急用があるときは、その旨を職員に申し出ること。

オ 発信に用いる便箋の枚数は、7枚以内です。それ以上書く必要があるときは、あらかじめ許可を受けなければなりません。また、便箋の1罫内に2行書いたり、欄外や裏面に書いたりしてはいけません。便箋1枚に記載する字数はおおむね700字です。

カ 筆記具は、シャープペンシル又はボールペンを使用すること。

キ 信書は必ず自分で書くこと。自分で書くことができない人は、職員が代筆するので申し出ること。決して、他の被収容者に代筆を頼んではいけません。

ク 発信は、原則として日本語で書くこと。ただし、日本語を解さない外国人の親族等宛ての信書は、他の刑務所に翻訳を依頼することにより、外国語による発受信を許すことができますので、該当する場合は、言語の種類、相手方及び外国語を使用する理由をあらかじめ申し出て許可を受けること。他の刑務所で対応できない言語については、費用を自己負担して翻訳することを条件に発受を許可します。

ケ 発信元の住所は、当所の住所です。

〒741-0061

やまぐちけんいわくにしにしみ ちょうめ
山口県岩国市錦見6丁目11-29

コ 電報、内容証明、書留等の発信をしたいときは、願箋にその旨を明記する必要があります。

(4) 信書の検査及び差止め等

発受が許される人との間の信書についても、必要に応じて検査をした結果、次の事項に該当する内容のものは、その発受を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することがあります。差し止め、又は削除し、若しくは抹消したもの（抹消したのについては抹消部分の複製）は、原則として釈放時に交付しますが、場合によっては、交付しないこともあります。

ア 暗号、外国語（上記2（3）クにおいて許可されている場合を除く。）

の使用その他の理由によって、職員が理解できない内容のもの

イ 金品、返信、面会などを強要し、他人に迷惑を掛けるおそれのあるもの

ウ 人を脅迫、侮辱、ひぼう・中傷するもの

エ 犯罪を唆し、又はその手段、方法に関することを伝えるもの

オ 所内生活を歪曲したり、虚偽の事実を伝えるもの

カ 職員や建物の配置など当所の警備に関するもの

キ 当所に収容されている人に関するもの

ク あなたの矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるもの

(5) 不許可書信の廃棄

不許可になった書信のうち、あなたの改善更生及び円滑な社会復帰に支障が生じる信書については、指導に従って廃棄するようにしましょう。

3 電話等による通信（電話又はWEB通信）

(1) 電話等による通信が許される人及び電話等ができる相手

電話等による通信は、①制限区分が第1種若しくは第2種の人②釈放前指導を受けている人③面会することが極めて困難である親族と電話等による通信を行うことが人道上の観点から特に必要と認められる場合④外国籍を有する人について、相手方がその外国の大使、公使、領事館その他領事任務を遂行する人である場合に許されることがあります。また、①及び②の要件に該当する人であっても、次のアからウまでのいずれかに該当し、当所において相当と認めるときに限り電話等による通信が許されます。電話等ができる相手は、原則として面会が許される人に限られます。

ア 電話等による通信の相手方が面会を原則として許す人（親族、重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な人又は改善更生に資すると認められる人）であり、かつ、処遇上適当と認める場合

イ 外部通動作業又は外出若しくは外泊に係る打合せを行う必要がある場合

ウ 釈放前指導期間において釈放の準備に係る打合せを行う必要がある場合

(2) 電話等による通信の申出

上記（1）の要件に該当し、電話等による通信を希望する人は、願箋でその旨を申し出る必要があります。ただし、希望する日時に実施できるとは限りません。電話等による通信に係る費用は、原則として自己負担となります。

(3) 電話等による通信日時等

ア 原則として平日の午前8時30分から午後4時までの間です。

イ 通信時間は、1回30分以内です。

ウ 通信回数は、一月2回以内です。

第18 災害時の対応

1 地震、火災その他の災害が発生したときは、自分勝手に行動しないで、職員の指示や誘導に従うこと。

2 消火活動、人命救助のための活動等の応急用務に就かせることもあるので、その場合は職員に協力すること。

3 地震、火災その他の災害が発生したときは、当所内において避難を指示したり、又は安全な場所に護送することがあります。

だい 第19 しょうばつ 賞罰

1 褒賞

(1) 他人の模範となる次のような善行があった場合に、その内容に応じて賞金、賞品又は賞票、賞詞その他所長の定めた褒賞があります。

ア 人命を救助したとき。

イ 地震、火災、水害等に際し、応急の用務に就き、職員に協力して功労があったとき。

ウ 危険物や規制物品を発見し、直ちに職員に申し出たとき。

エ その他、特に模範となる善行であると認められる行為があったとき。

(2) 褒賞を受けると、優遇区分の評価が上がることにつながります。

2 懲罰

(1) 「受刑者遵守事項」若しくは「外部通勤受刑者（外出・外泊受刑者）特別遵守事項」の各項目に違反する行為があった場合又は規律及び秩序を維持するため必要があると判断して職員が行った指示に従わなかった場合には、「懲罰」という不利益処分を科せられることがあるので、内容をよく確認し、違反することがないように生活しましょう。

「受刑者遵守事項」は、この所内生活のしおりとは別冊にして居室に備え付けてあります。「外部通勤受刑者（外出・外泊受刑者）特別遵守事項」は外部通勤や外出・外泊を許された人に個別に告知されるもので、これらの処遇を受けていない場合には該当しません。

なお、反則行為の内容によっては、重ねて刑事事件として処分されることがあります。

(2) 懲罰の種類には、次のものがあります。

ア 戒告

イ 禁錮受刑者又は拘留受刑者の作業の10日以内の停止

ウ 自弁の物品の使用又は摂取の一部又は全部の15日以内の停止

エ 書籍等の閲覧の一部又は全部の30日以内の停止

オ 報奨金計算額の3分の1以内の削減

カ 30日以内（懲罰を科する時に20歳以上の人について、特に情状が

重い場合には、60日以内）の閉居

(3) 反則行為に係る物の国庫への帰属
次に挙げる物品については、懲罰を科す手続と併せて、国庫への帰属処分の
審査を行うことがあります。

ア 反則行為を組成した物

イ 反則行為の用に供し、又は供しようとした物

ウ 反則行為によって生じ、若しくはこれによって得た物又は反則行為の
報酬として得た物

エ ウに掲げる物の対価として得た物

(4) 懲罰を科する手続

ア 所内で反則行為が行われた疑いがある場合には、職員が調査を行います。
調査に当たっては、反則容疑者を他の人から隔離する場合があります。
調査は厳正かつ公平に行いますので、職員から調査を受ける際には、隠し
事はせず、自分が承知していることを包み隠さず話しましょう。

なお、刑事事件として調査する場合には、あらかじめ黙秘権について告知
を行います。

イ 調査の結果、反則容疑者に懲罰を科することが相当と判断した場合には、
懲罰審査会が開かれ、口頭で弁解をする機会が与えられます。懲罰審査会
の開催に先立ち、懲罰の原因となる事実及び懲罰審査会の開催予定日時等
を記した書面を交付します。内容をよく読んで、短時間で要領よく弁解がで
きるよう準備が必要です。

ウ 懲罰を科する手続を行う上で、反則容疑者を補佐する役割を担う
「補佐人」が職員の中から選任されます。補佐人の言うことによく耳を
傾け、穏やかな気持ちで懲罰審査会に臨むよう心掛けましょう。

なお、病気その他の理由により、懲罰審査会に出頭しない場合には、
弁解書の作成を認めます。所定の用紙を交付するので弁解内容を記載するこ
とができます。字が書けない場合等には、補佐人が弁解を聴取し、弁解
録取書を作成することもできます。

エ 懲罰に関する決定がなされると、その内容が告知されます。懲罰を
科する旨の告知がなされた場合には、特に支障がない限り、即日懲罰の執行
が開始されます。懲罰の執行中は、自分が行った反則行為を反省するとと
もに、二度と過ちを犯すことのないよう、今後の所内生活の在り方をよく
考えなければなりません。

(5) 懲罰を執行されている人でも、反省の情が著しいと認められたときは、
その懲罰の全部又は一部の執行を免除されることがあります。

だい
第20 隔離

- 1 隔離という処遇は、所長が、受刑者が次のいずれかに該当すると認めた場合に、その人を他の被収容者から隔離し、昼夜、居室において行うものです。
 - (1) 他の被収容者と接触することにより刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき
 - (2) 他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるために他に方法がないときなお、居室外で行う処遇は次のとおりです。
 - ア 運動、入浴又は面会の場合
 - イ 健康診断又は診療の場合
 - ウ 上記ア及びイのほか、居室において行うことが困難な処遇を行う場合
- 2 隔離の期間は3か月とし、特に継続の必要がある場合には、1か月ごとに更新します。隔離の開始時と更新時には告知します。
- 3 隔離の中止は、所長において隔離の必要がなくなったと判断した場合のほか、保護室に収容され、又は閉居罰を科されたときは、その時点において中止されます。

第21 不服申立て等

当所が執った措置や当所の職員の行為等について、納得がいかず、苦情を述べたい場合に、苦情等を聴取して実情を調査するために、不服申立てという制度があります。

不服申立ては、処分や内容等によって種類が異なりますが、中止や取下げを含め、全て願箋を提出することにより申し出ることができますから、よく読んで理解し、分からないことがあれば職員に確認しましょう。

1 所長に対する苦情の申出

(1) あなたに対する当所での取扱いについて不服があるときは、所長に対して口頭又は書面で苦情の申出をすることができます。他の刑事施設での取扱いについての不服、以前に別件で当所に在所していた時の取扱いについての不服又は他人に関する取扱いについての不服は、苦情の申出の対象とはなりません。

(2) 願箋受付日及び時間

		口頭	書面
作成	平日	午前8時30分から午後3時まで	
	休日	受け付けない。	
提出	平日	午前8時30分から午後3時まで	
	休日	受け付けない。	

(3) 口頭による苦情の聴取は、所長以外の幹部職員が代わって行うことができますが、その内容は必ず所長にも伝えられます。

(4) 書面による苦情の申出において、書面を自分で書くことができないため代筆を希望するときは、併せてその旨を申し出なければなりません。その後の手続は次のとおりです。

ア 苦情の申出の書面は、7日を超えない範囲内で作成期間を指定します。

イ 作成に当たっては、所定の用紙を支給します。

ウ 作成を終えたときは、書面を提出する旨を記載した願箋を提出した後、書面を職員に提出することとなります。

(5) 苦情の申出をした場合には、口頭で処理結果が通知されます。処理結果の通知は、所長以外の幹部職員が代わって行うことができますが、所長の指示に基づくものです。処理結果が出る前にあなたが当所から釈放された場合には、処理結果は通知されません。

2 監査官に対する苦情の申出

- (1) あなたに対する当所での取扱いについて不服があるときは、法務大臣に指名されて実地監査を行う監査官に対して口頭又は書面で苦情の申出をすることができます。他の刑事施設での取扱いについての不服、以前に別件で当所に在所していた時の取扱いについての不服又は他人に関する取扱いについての不服は、苦情の申出の対象とはなりません。
- (2) 願箋受付日及び時間は所長に対する苦情の申出と同様ですが、受付期間は別途告知します。
- (3) 口頭による苦情の聴取には、当所の職員が立ち会うことはありません。
- (4) 書面による苦情の申出は、最大3件まで申出ができるので、苦情の申出をする際に提出する願箋に、必要な用紙の枚数(1件につき1枚)も記載する必要があります。

なお、書面を自分で書くことができないため代筆を希望するときは、併せてその旨を申し出なければなりません。その後の手続は次のとおりです。

ア 苦情の申出の書面は、7日を超えない範囲内で作成期間を指定します。苦情の申出の書面を入れて保管する封筒を貸与します。職員が居室内の検査等を行う際に、その封筒だけは、表面から触手検査をし、苦情の申出の書面以外のものが入っていないかどうかを確認するとどめ、記載内容の秘密が保たれるように取り扱います。

イ 作成に当たっては、所定の用紙を支給します。

ウ 作成を終えたときは、書面を提出する旨を記載した願箋を提出した後、職員の面前で、苦情の申出の書面を自弁の封筒に入れ、自ら封をして提出することとなります。自弁の封筒がない場合には、当所から封筒を支給します。封筒には、苦情の申出の書面以外のものを封入してはいけません。提出された封筒は、当所から監査官に手渡します。

- (5) 苦情の申出については、後日、あなたが収容されている刑事施設に監査官から処理結果が通知されます。刑事施設では、あなたにその内容を口頭で通知します。処理結果が出る前にあなたが刑事施設から釈放された場合には、処理結果は通知されません。

3 法務大臣に対する苦情の申出

- (1) あなたに対する刑事施設での取扱いについて不服があるときは、法務大臣に対して書面で苦情の申出をすることができます。以前に別件で在所していた時の取扱いに関する不服又は他人に関する取扱いについての不服は、苦情の申出の対象とはなりません。
- (2) 願箋受付日及び時間は所長に対する苦情の申出と同様です。

(3) 苦情の申出は、最大3件まで申出ができるので、苦情の申出をする際に提出する願箋に、必要な用紙の枚数(1件につき1枚)も記載する必要があります。

なお、書面を自分で書くことができないため代筆を希望するときは、併せてその旨を申し出なければなりません。その後の手続は次のとおりです。

ア 苦情の申出の書面は、7日を超えない範囲内で作成期間を指定します。

苦情の申出の書面を入れて保管する封筒を貸与します。職員が居室内の検査等を行う際に、その封筒だけは、表面から触手検査をし、苦情の申出の書面以外のものが入っていないかどうかを確認するにとどめ、記載内容の秘密が保たれるように取り扱います。

イ 作成に当たっては、所定の用紙を支給します。

ウ 作成を終えたときは、書面を提出する旨を記載した願箋を提出した後、職員の面前で、苦情の申出の書面を自弁の封筒に入れ、自ら封をして発信の手続をすることとなります。自弁の封筒がない場合には、当所から封筒を支給します。封筒には、苦情の申出の書面以外のものを封入してはいけません。交付した全ての用紙が提出されていること及び用紙以外の物の有無を確認しますが、内容の秘密が保たれるよう配慮します。

(4) 苦情の申出については、後日、あなたが収容されている刑事施設に法務大臣から処理結果が通知されます。刑事施設では、あなたにその内容を口頭で通知します。処理結果が出る前にあなたが刑事施設から釈放された場合には、処理結果は通知されません。

4 審査の申請及び再審査の申請

(1) 審査の申請の対象となる処分等

あなたに対してなされた次のアからソまでの措置に不服がある場合には、管轄する矯正管区の長に対して、書面で審査の申請をすることができます。審査の申請は、原則として、措置の告知があった日の翌日から起算して30日以内にしなければなりません。

ア 領置されている現金の使用又は保管私物若しくは領置されている金品の交付を許さない処分

イ 指名医の診療を受けることを許さない処分又は指名医の診療の中止

ウ 一人で行う礼拝その他の宗教上の行為の禁止又は制限

エ 書籍等の閲覧の禁止又は制限

オ 書籍等の検査のため翻訳費用を負担させる処分

カ 隔離

キ 釈放の際の作業報奨金の支給に関する処分

ク 障害手当金の支給に関する処分

- ケ 特別手当金の支給に関する処分
- コ 信書の発受又は文書図画の交付の禁止、差止め又は制限
- サ 発受禁止信書等の全部若しくは一部又は複製の引渡しをしない処分
- シ 面会、信書の発受又は電話等による通信の内容を確認するための通訳・翻訳費用を負担させる処分
- ス 懲罰
- セ 反則行為に係る物を国庫に帰属させる処分
- ソ 反則行為の調査のための隔離

(2) 願箋受付日及び時間

さくせい 作成	へいじつ 平日	ごぜん じ ぶん ごご じ 午前8時30分から午後3時まで
	きゅうじつ 休日	どうじょう 同上
はっそう 発送	へいじつ 平日	ごぜん じ ぶん ごご じ 午前8時30分から午後3時まで
	きゅうじつ 休日	どうじょう 同上

(3) 審査の申請は、最大3件まで申請ができるので、審査の申請をする際に提出

する願箋に、必要な用紙の枚数(1件につき1枚)も記載する必要があります。他の不服申立てに関する書面を作成中である場合は、その旨を職員に必ず申し出なければなりません。

なお、書面を自分で書くことができないため代筆を希望するときは、併せてその旨を申し出なければなりません。その後の手続は次のとおりです。

ア 審査の申請の書面は、7日を超えない範囲内で作成期間を指定します。審査の申請の書面を入れて保管する封筒を貸与します。職員が居室内の検査等を行う際に、その封筒だけは、表面から触手検査をし、審査の申請の書面以外のものが入っていないかどうかを確認するにとどめ、記載内容の秘密が保たれるように取り扱います。

イ 作成に当たっては、所定の用紙を支給します。

ウ 作成を終えたときは、書面を提出する旨を記載した願箋を提出した後、職員の面前で、審査の申請の書面を自弁の封筒に入れ、自ら封をして発信の手続をすることとなります。自弁の封筒がない場合には、当所から封筒を支給します。封筒には、審査の申請の書面以外のものを封入してはいけません。交付した全ての用紙が提出されていること及び用紙以外の物の有無を確認しますが、内容の秘密が保たれるよう配慮します。

(4) 審査の申請については、後日、あなたに対して矯正管区の長から裁決書の

謄本が送付されます。裁決書の謄本はあなたが刑事施設から釈放された場合であっても、あらかじめ届け出た送付先に送付されます。

(5) 上記(4)の裁決に不服がある場合には、法務大臣に対して、書面で再審査の申請をすることができます。再審査の申請は、原則として、裁決の告知があった日の翌日から起算して30日以内にしなければなりません。

(6) 再審査の申請は、最大3件まで申出ができるので、再審査の申請をする際に提出する願箋に、必要な用紙の枚数(1件につき1枚)も記載する必要があります。

なお、書面を自分で書くことができないため代筆を希望するときは、併せてその旨を申し出なければなりません。その後の手続は前記(3)と同様です。

(7) 再審査の申請については、後日、あなたに対して法務大臣から裁決書の謄本が送付されます。裁決書の謄本はあなたが刑事施設から釈放された場合であっても、あらかじめ届け出た送付先に送付されます。

6 事実の申告

(1) 事実の申告の対象となる職員の行為

あなたに対してなされた次のアからウまでの職員による行為について、管轄する矯正管区の長に対して、書面で事実の申告をすることができます。事実の申告は、原則として、その申告に係る事実があった日の翌日から起算して30日以内にしなければなりません。

ア 身体に対する違法な有形力の行使

イ 違法又は不当な捕縄、手錠又は拘束衣の使用

ウ 違法又は不当な保護室への収容

(2) 願箋受付日及び時間

さくせい 作成	へいじつ 平日	ごぜん じ ぶん ご ご じ 午前8時30分から午後3時まで
	きゅうじつ 休日	どうじょう 同上
はっそう 発送	へいじつ 平日	ごぜん じ ぶん ご ご じ 午前8時30分から午後3時まで
	きゅうじつ 休日	どうじょう 同上

(3) 事実の申告は、最大3件まで申告ができるので、事実の申告をする際に提出する願箋に、必要な用紙の枚数(1件につき1枚)も記載する必要があります。他の不服申立てに関する書面を作成中である場合は、その旨を職員に必ず申し出なければなりません。

なお、書面を自分で書くことができないため代筆を希望するときは、併せてその旨を申し出なければなりません。その後の手続は次のとおりです。

ア 事実の申告の書面は、7日を超えない範囲内で作成期間を指定します。

事実の申告の書面を入れて保管する封筒を貸与します。職員が居室内の検査等を行う際に、その封筒だけは、表面から触手検査をし、事実の申告の書面以外のものが入っていないかどうかを確認するにとどめ、記載内容の

ひみつ たも と あつか
秘密が保たれるように取り扱います。

イ 作成に当たっては、所定の用紙を支給します。

ウ 作成を終えたときは、書面を提出する旨を記載した願箋を提出した後、職員の前で、事実の申告の書面を自弁の封筒に入れ、自ら封をして発信の手続をすることとなります。自弁の封筒がない場合には、当所から封筒を支給します。封筒には、事実の申告の書面以外のものを封入してはいけません。交付した全ての用紙が提出されていること及び用紙以外の物の有無を確実に確認しますが、内容の秘密が保たれるよう配慮します。

(4) 事実の申告については、後日、あなたに対して矯正管区の長から通知の書面が送付されます。ただし、通知の書面が発出される前にあなたが刑事施設から釈放された場合には、通知はなされません。

(5) 上記(4)の通知の内容に不服がある場合には、法務大臣に対して、書面で事実の申告をすることができます。法務大臣に対する事実の申告は、原則として、矯正管区の長から通知を受けた日の翌日から起算して30日以内にしなければなりません。

(6) 法務大臣に対する事実の申告は、最大3件まで申告ができるので、事実の申告をする際に提出する願箋に、必要な用紙の枚数(1件につき1枚)も記載する必要があります。

なお、書面を自分で書くことができないため代筆を希望するときは、併せてその旨を申し出なければなりません。その後の手続は前記(3)と同様です。

(7) 法務大臣に対する事実の申告については、後日、あなたに対して法務大臣から通知の書面が送付されます。ただし、通知の書面が発出される前にあなたが刑事施設から釈放された場合には、通知はなされません。

7 その他

ここまで説明した不服申立てのほか、裁判所に訴状を提出して救済を求める方法や、検察庁に対して告訴、告発をするなどの方法も利用することができます。手続のため書面を送付する官公庁等の住所を知りたいときは、教示願いの願箋により申し出ることができます。

だい 第22 出所

出所は、社会人としての再出発点です。社会復帰には誰にも喜びと幾らかの不安が伴うことでしょう。次のことをよく読んで、社会への第一歩を踏み出しましょう。

1 仮釈放審査及び申請手続

(1) 仮釈放の手続は、中国地方更生保護委員会に仮釈放を申請するかどうかを審査することから始まります。また、仮釈放が許されるには、原則として、法定期間(刑法に定められた一定の期間)の末日、複数刑がある人は最後の刑の法定期間の末日が経過していることが必要です。

(2) 仮釈放を申請するかどうかの審査は、処遇審査会において、受刑態度、作業成績、引受けの状況、出所後の見通し、犯罪の内容、被害者に対する誠意、更生への決意、矯正処遇の目標の達成状況等について、細かく検討して行われます。

(3) その審査の結果、仮釈放の許可の基本条件とされる次のアからオまでの要件を全て満たしていると認められたとき、所長が中国地方更生保護委員会に仮釈放の申請をします。

ア 改悛の情があること。

イ 更生意欲があること。

ウ 再犯のおそれがないこと。

エ 社会感情が本人の仮釈放を許すこと。

オ 保護関係が良好であること。

(4) 仮釈放の申請が決定した人には、中国地方更生保護委員会に提出する「申告票」の記載をしてもらいます(長期刑の人や、中国地方更生保護委員会から提出を求められた場合は、仮釈放の申請にかかわらず記載してもらうことがあります。)

(5) 面接

ア 仮釈放に係る調査面接

この面接は、あなたの社会復帰を円滑にするために、中国地方更生保護委員会の保護観察官により実施されるものです。

イ 委員面接

仮釈放の申請がなされた場合には、中国地方更生保護委員会の委員が来所して面接が行われます。この面接での内容等を確認し、さらに、仮釈放にしてもよいかどうかを、中国地方更生保護委員会で複数の委員と相談の上、許否が決定されます。

ウ 仮釈放の申請をした人について、規律違反やその他仮釈放の申請が相当でないことを認める事情が生じたときは、申請を取り下げることがあります。

2 保護事務

(1) 引受人

引受人とは、釈放後、あなたを責任を持って引き受けてくれる人のことです。前記1(3)オの「保護関係が良好であること。」については、次の3点が問題となります。

① 帰住地へ帰って、相当期間落ち着いて生活ができるか。

② 帰住地で仕事をしていく見通しがあるか。

③ 帰住地へ帰って更生の妨げとなるような問題はないか。

また、円滑な社会復帰のために引受人と連絡が取れ、意思疎通が図れていることが重要となります。

ア 引受人は、通常は親族ですが、いろいろな事情でそれが困難なときは、雇い主や知人等、あなたの社会復帰を支援してくれる人を選ぶこととなります。もし、そのような引受人がいない場合は、更生保護施設等に引受けを依頼することができます。

イ 引受人は、なるべく上記の条件に合った人を選び、刑執行開始時調査の時に説明があるので相談をしましょう。また、引受人の調整には住所だけでなく、電話番号も必要です。親族以外の人や更生保護施設に引き受けてもらいたいときは、職員に申し出てください。

ウ 申し出た引受人については、保護観察所が調査・調整を行い、適当であるかどうかの意見を当所に通知してきます。その意見を受けて、当所においても、以後、引受人として取り扱います。

エ 引受人を変更する場合や、その住所変更その他身分上の変動があった場合には、必ず速やかに願箋により届け出なければなりません。

(2) 就労支援について

出所後に就労を考えている人は、就労支援を受けることができます。就労支援を受けるためには、働く能力と意欲があり、支援を希望し、氏名、その他の個人情報等を企業等に知らせることに同意した上で、処遇審査会で審査され、対象者を選ばれる必要があります。就労支援の対象者を選ばれた人に対しては、公共職業安定所職員による職業紹介や職業相談を実施したり、求人・雇用情報を提供したりします。

また、就労支援の一環として「職親プロジェクト」という制度や協力企業の紹介があります。募集の際は告知がありますので希望する人は申し出てください。

(3) 特別調整について

高齢又は障害により自立が困難な場合、出所後の生活に困ることなく、必要な福祉サービス等を受けられるように、在所中から特別な調整を行い、社会復帰を手助けすることを、特別調整といたします。

特別調整と引受人を指定した調整を同時に進めることはできないので、注意しましょう。特別調整の対象となっても、結果として希望した支援が整わない場合もあります。

特別調整の対象となるには、次のアからカまでの要件を全て満たし、保護観察所に認定される必要があります。

ア 高齢(おおむね65歳以上)又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があること。

イ 釈放後の住居がないこと。

ウ 自立した生活を営むために、福祉サービス等を受けることが必要であること。

エ 円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることがふさわしいと認められること。

オ 特別調整の対象となることを希望していること。

カ 特別調整のために必要な範囲内で、個人情報提供に同意すること。

(4) その他

ア 2刑以上の刑を有する人については、刑務所から検察庁に刑の執行順序の変更(刑の切替え)を申請することがあります。これは、第1刑の刑期が長く、第2刑の刑期が短い人でも、仮釈放の時期が遅れないようにするために、あなたが行う特別な措置であって、あなたの申出によってするものではありません。また、刑務所の申請が検察官に認められるとは限りません。

イ 仮釈放の場合、引受人に対し、当日出迎えに来ていただくため、あなたが釈放前指導に入る際に書面で通知します。

ウ 衣類や旅費がなく不安な人は、早めに職員に申し出てください。状況に応じて手続が必要になります。

エ 休養中の人、年齢70歳以上の人及び身体障害者で特別の保護を必要とする人の出所については、当所において必要な取扱いをすることにしていてるので、心配な人は、できるだけ早く職員に相談しましょう。

(5) 出所

ア 仮釈放も満期釈放も、社会人として自由な社会生活に復帰する喜びに変わりはないと思います。その釈放時の感激を忘れずに、心を新たに、真面目な生活を心掛け、更生しましょう。

イ 出所の際は、職員からの説明や注意をよく聞いて、まずは、自分の帰住地へまっすぐに帰りましょう。

ウ 満期釈放後、保護観察所の援助（更生緊急保護）を希望する人は、当所から保護カードの交付を受けられるので、それを持って保護観察所に行き、相談しましょう。

エ 仮釈放者は、仮釈放許可決定書に書かれている指定日までに指定された保護観察所に必ず出頭しなければなりません。出頭しなかった場合や、許可決定書に書かれている遵守事項を守らないときは、仮釈放が取り消されることがあります。

オ 出所に際し、他の出所者等と物をやり取りしたり、品物や手紙を外部に届けたりするなど、不正なことを依頼されても決して引き受けてはいけません。あなたがそのようなことをすれば、後に残る人の更生の妨げとなるので十分注意をして社会復帰に向けて生活しましょう。

カ 刑務所の中で共に過ごした人に親近感を抱くこともあるかもしれませんが、出所後に在所している人に手紙を出すなどすることは、あなたの更生意欲が疑われかねません。まずは、円滑な社会復帰をすることを目指し、お互いのために、よく考えて行動しましょう。

だい 23 運転免許更新

収容期間中に運転免許証の有効期限が経過した場合、出所後の免許更新手続は、次のとおりです。

なお、出所後の更新手続には、在所証明書が必要です。

矯正施設に入所した日や矯正施設から出所する日によって、次のとおり、手続や免除される試験が異なります。

1 平成13年6月19日までに矯正施設に入所し、矯正施設収容期間中に運転免許証の有効期限が経過した人の場合

(1) 必要な手続及び免除される試験

出所日から1か月以内に、警察署又は運転免許センターに、在所証明書を提出して運転免許更新手続をすると、技能試験が免除されます。

(2) 備考

免許取得後1年以内に合計3点以上の違反を行った人は、初心者講習の受講が必要となる場合があります、これを受講していなければ、指定された日までに再試験を受験しなければなりません。初心者講習及び再試験については、刑務所では受けられないので、免許の更新ができない場合もあります。

2 平成13年6月20日以降に矯正施設に入所した人の場合

(1) 必要な手続及び免除される試験

	ケース	必要な手続	免除される試験
①	矯正施設収容期間中に運転免許証の有効期限が経過し、経過した日から6か月未満に出所する人	免許失効後、6か月未満に警察署又は運転免許センターで、運転免許更新手続をする。	がつかしけん 学科試験 ぎのうしけん 技能試験
②	矯正施設収容期間中に運転免許証の有効期限が経過し、経過した日から6か月以上3年未満に出所する人	出所後、1か月以内に警察署又は運転免許センターに在所証明書を提出して、運転免許更新手続をする。	がつかしけん 学科試験 ぎのうしけん 技能試験
③	矯正施設収容期間中に運転免許証の有効期限が経過し、経過した日から3年以上経過して出所する人	免許証の有効期限が経過してから1年6か月以上3年未満に、所内で実施される特定失効者運転免許試験を受験する。	しよない とくていしつこう 所内で特定失効者運転免許試験を受験しなければ、試験の一部免除は認められず、運転免許が失効する。

(2) 備考

- ア 免許取得後1年以内に合計3点以上の違反を行った人は、初心者講習の受講が必要となる場合があります、これを受講していなければ、指定された日までに再試験を受験しなければなりません。初心者講習及び再試験については、刑務所では受けられないので、免許の更新ができない場合もあります。
- イ ②に該当する場合、出所後1か月の間に、運転免許失効日から起算して3年を経過する日が到来した場合には、試験の一部免除が認められず、免許が失効してしまいます。
- ウ ③に該当する場合、3年を経過する前に、所内で特定失効者運転免許試験を受けられる制度があります(年1回6月頃)。試験内容は、適性検査及び講習です。費用は全額自己負担となります。受験対象者及び受験希望者は、毎年4月頃に告知及び掲示を行うので、願箋を提出してください。
- なお、高齢者講習については、刑務所では受けられません。

第24 特別永住者証明書・在留カード

特別永住者証明書・在留カードの有効期間の更新申請は、原則として有効期間満了日の2か月前から有効期間満了日までとなっています。

特別永住者証明書については、代理人による申請手続又は出所後に在所証明書を提出して手続することが可能です。

在留カードについては、在留期間が満了する前に、更新申請手続をしなければならないので、該当する人で代理人による申請手続ができない理由がある場合は職員に申し出てください。費用は全額自己負担となります。

だい 第25 こくみんねんきん
国民年金

1 国民年金制度について

(1) 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人は、国民年金の被保険者であり、現に厚生年金等の他の公的年金に加入している場合を除き、在所中であっても、保険料の納付や、各種届出をする義務があるので、各自で必要な手続を行わなければなりません。

なお、年金の受給資格期間を満たしていないなどの場合は、最長70歳までの間、任意加入して保険料を納めることができます。

(2) 国民年金には、老後のための老齢基礎年金や、重い障害を負ったときのための障害基礎年金、遺族の生計を支えるための遺族基礎年金があります。

なお、令和元年10月から、国民年金の受給者のうち、一定の所得の範囲内にある人については、所定の請求手続を行えば、年金生活者支援給付金を受給できます。ただし、刑の執行等を受ける間は受給できません。

(3) 保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合がありますので、必ず保険料を納めるか、納めることが困難な場合には、下記2「保険料免除制度等について」の手続を行わなければなりません。

(4) 保険料は、納付期限（翌月末日）から2年以内であれば納付することができます。

(5) 住民登録がない人については、在所証明書を添付することにより、住民登録を行わなくても、届出等の手続を行うことができます。

なお、当所の所在地を住所として住民登録する手続を行うことも可能です。

2 保険料免除制度等について

(1) 障害年金を受けている場合や、生活保護法による生活扶助を受けている場合等は、届出によって、保険料納付の免除が受けられます（法定免除）。また、出産を行った場合（予定を含む。）は、届出により一定期間、保険料の免除が受けられるほか（産前産後免除）、所得が少ないなどの理由で保険料を納めることが著しく困難な場合は、原則として、住民登録をしている市区町村役場等に申請書を提出することにより、保険料納付の免除が認められる場合がありますので、必要な人は各自で手続を行わなければなりません（申請免除）。

なお、通常、住民登録がない期間については申請免除の対象となりませんが、在所証明書を添付して手続を行うことにより、矯正施設への収容期間については申請免除の対象となります。ただし、その場合は、当所の所在地を管轄する年金事務所へ在所証明書を添付して、免除申請書を提出しなければなりません。

(2) 免除申請の手続には所得審査があるところ、所得が少ないことを理由に申請

めんじょ てつづき おこな ばあい じゅうみんとうろく し く ちょうそん たい ぜい しんこく
免除の 手続 を 行 う 場合は、 住 民 登 録 を して いる 市 区 町 村 に 対 す る 税 の 申 告
（ 所 得 申 告 ） が 行 わ れ て いる こ と が 必 須 で す が、 平 成 2 6 年 1 0 月 1 日 か ら、 税
の 申 告 が 行 わ れ て い な い 場 合 で あ っ て も 所 得 の 申 立 書 を 添 付 す る こ と で 申 請
めんじょ てつづき か の う し ょ と く ば あ い し ょ と く も う し た て し ょ て ん ぶ し ん せ い
免 除 の 手 続 が 可 能 と な り ま し た。 ま た、 所 得 が な い 場 合 は 所 得 の 申 立 書 の 添 付 は
ふ よ う
不 要 で す。

ほけんりょうのうふ めんじょ しよとくきじゅん しつぎょうとう りゆう みと
な お、 保 険 料 納 付 の 免 除 は、 所 得 基 準 や 失 業 等 を 理 由 と し て 認 め ら れ ま す が、
きょうせいしせつ しゅうよう
矯 正 施 設 に 収 容 さ れ た こ と は 免 除 要 件 に 該 当 し ま せ ン。

- (3) 申請免除には、所得に応じて保険料全額の支払いが免除される場合と保険料の一部が免除される場合があります。
- (4) 一部免除された場合については、残りの保険料を支払わない限り免除期間とはならず、保険料未納期間として扱われるので、注意しましょう。
- (5) 申請免除の審査は、本人のほか、配偶者及び世帯主の前年の所得により行われます。
- (6) 世帯主又は配偶者の所得が基準額を超えるときは申請免除が受けられませんが、50歳未満の人については、世帯主の所得にかかわらず、保険料納付の猶予が認められる場合があります（納付猶予）。また、納付猶予の申請手続については(1)及び(2)の免除申請手続と同様です。
- (7) 申請免除と納付猶予の承認期間については、7月から翌6月までですが、過去2年分まで遡って申請することができます。
- (8) 申請免除及び納付猶予の申請は、毎年度行う必要があります。ただし、全額免除及び納付猶予に限っては、翌年度以降も免除又は猶予の承認を希望することを申請時に申し出ることによって、翌年度以降の申請を省略できる場合があります。

よくねんどうこう めんじょまた ゆうよ しんさ ぜい しんこく おこな
な お、 翌 年 度 以 降 の 免 除 又 は 猶 予 の 審 査 に お い て、 税 の 申 告 が 行 わ れ て い な い
ば あ い ねんきんじむしょ しよとく も う し た て し ょ て い し ゅ つ も と
場 合 は、 年 金 事 務 所 か ら 所 得 の 申 立 書 を 提 出 す る よ う 求 め ら れ ま す。 ま た、
じゅうみんとうろく おこな ば あ い ねんきんじむしょ ざいしよしょうめいしよ ていしゅつ もと
住 民 登 録 が 行 わ れ て い な い 場 合 は、 年 金 事 務 所 か ら 在 所 証 明 書 の 提 出 を 求 め
ら れ ま す。

- (9) 免除又は猶予を受けた期間の保険料については、10年以内であれば、追納することができます。

- (10) 収 容 中 に 在 所 証 明 書 を 添 付 し た 上 で 各 種 手 続 を 行 っ た 人 に つ い て は、 社 会
しゅうようちゅう ざいしよしょうめいしよ てんぶ うえ かくしゅてつづき おこな ひと しゃかい
復 帰 し た 後、 市 区 町 村 役 場 等 に お い て、 速 や か に 住 所 登 録 の 手 続 を 行 う 必 須 が
ふつき あと し く ちょうそんやくばとう すみ じゅうしよとうろく てつづき おこな ひつよう
あ り ま す（ 市 区 町 村 役 場 等 で 住 所 登 録 が 行 わ れ る こ と に よ り、 年 金 事 務 所 で
し く ちょうそんやくばとう じゅうしよとうろく おこな ねんきんじむしょ
かんり じゅうしよ じどうてき へんこう おこな
管 理 す る 住 所 も 自 動 的 に 変 更 が 行 わ れ ま す。）。

しゃかいふつき あと さかのぼ しんせいめんじょ てつづき おこな あ ざいしよ
な お、 社 会 復 帰 し た 後 に、 遡 っ て 申 請 免 除 の 手 続 を 行 う に 当 た っ て は、 在 所
しょうめいしよ てんぶ じゅうみんとうろく おこな きょうせいしせつ しゅうよう
証 明 書 を 添 付 す る こ と に よ り、 住 民 登 録 が 行 わ れ て お ら ず、 矯 正 施 設 に 収 容
さ れ て い た 期 間 も 申 請 免 除 の 対 象 と な り ま す。

3 支給停止等の届出について

(1) 20歳前傷病による障害基礎年金については、刑の執行等により支給停止となるため、受給者は「国民年金受給権者支給停止事由該当届」の提出が必要で

す。支給停止の届出をしないまま受給を続けると、後日、遡って支給停止が行われ、誤って支給された額の返還を求められることとなることから、該当する場合には、必要な届出を行わなければなりません。

なお、出所後に再び受給するための手続については、年金事務所のお客さま相談室又は市町村の窓口で確認することができます。

(2) 特別障害給付金については、刑の執行等により受給資格が消滅するため、受給者は「特別障害給付金受給資格消滅届」の提出が必要で

す。資格消滅の届出をしないまま受給を続けると、後日、遡って資格消滅が行われ、誤って支給された額の返還を求められることとなることから、該当する場合には、必要な届出を行わなければなりません。

なお、出所後に再び受給するための手続については、市町村の窓口で確認することができます（所定の手続を行った翌月分から支給されるため、出所後、速やかに手続を行う必要があります。）。

(3) 年金生活者支援給付金については、刑の執行等により受給資格が消滅するため、受給者は「年金生活者支援給付金不支給事由該当届」の提出が必要で

す。資格消滅の届出をしないまま受給を続けると、後日、遡って資格消滅が行われ、誤って支給された額の返還を求められることとなることから、該当する場合には、必要な届出を行わなければなりません。

なお、出所後に再び受給するための手続については、年金事務所のお客さま相談室で確認することができます（所定の手続を行った翌月分から支給されるため、出所後、速やかに手続を行う必要があります。）。

4 その他

国民年金に係る手続を行う際の関係書類は、当所に提出することも可能ですが、実際に手続を行うのは、各自の住民登録のある市区町村役場又は当該住所を管轄する年金事務所のため、各自で直接手続をすることも、家族等に委任することも可能です。

年金について不明な点がある場合や、保険料納付や年金見込額試算など、本人の年金記録等に基づく相談を希望する場合は、最寄りの年金事務所の職員に相談（原則、書面です。）できるので、職員に申し出ましょう。

だい 第26 国民健康保険等の保険料の減免

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険に加入している人が刑事施設に収容されている場合は、国民健康保険等の保険料（税方式採用の場合における国民健康保険税を含む。）を減免している市町村等があるので、減免を受けたい場合は、各自で市町村等に減免制度の有無や必要な手続等を確認しましょう。

だい 第27 選挙

日本国民たる年齢満18年以上で、公職選挙法第11条（選挙権及び被選挙権を有しない人）の規定に抵触しない人は当所において、不在者投票を実施することができます（当所で受刑者として刑を執行中の人は含まれません。）。

投票用紙及び投票用封筒については、公職選挙法施行令第50条の規定により、選挙人が自ら、当該選挙人の登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長（以下「選管委員長」という。）に対し交付を請求するほか、選挙人の依頼を受けた所長又はその代理人が、当該選挙人に代わって、選管委員長に対し請求することができます。

選挙管理委員会から不在者投票の実施に関する連絡がなされる当所の所在する地域において実施される選挙について、公示又は告示があった場合には、当所において、告知放送等によりその内容について周知等を行います。その他の選挙について不在者投票の希望がある場合には自ら申し出る必要があります。

不在者投票の実施に当たっては、選挙管理委員会との調整等の事務手続を要することから、不在者投票の希望がある場合には、速やかに申し出ましょう。ただし、申出のあった日時によっては、事務処理上の理由から不在者投票の実施が困難となる場合があります。

第28 マイナンバーカード

マイナンバーカードの申請・更新を希望する人は、必要に応じて、以下のとおり対応しますので、申し出てください。

- 1 顔写真を撮影し、交付します。
- 2 カードの申請・交付のための本人確認書類として、顔写真を証明した書類である「顔写真証明書」を作成し、交付します。
- 3 家族等が代理で受け取る際に必要な書類（在所証明書等）を発行します。家族等が代理で受け取ることができない場合は、職員に申し出ること。

なお、住民票が削除されている場合には当所所在地（岩国市錦見6丁目11-29）を住所として住民票への記録を行い、マイナンバーカードを申請することが可能ですが、この場合、交付されたカードの券面には当所所在地が住所として記載され、また、住民票や戸籍の附票の住所にも記載されることをあらかじめ承知しておいてください。

結び

以上、岩国刑務所での生活をする上で、必要な決まりごとを一通り紹介しましたが、理解できないところや、不明なところがある場合は、自分勝手に判断せず、いつでも職員に相談し、間違いのない生活を送ってください。

岩国刑務所職員は、皆さんが、一日も早く健全な社会人として社会復帰していくことを心から望んでいます。そして、そのために必要な指導や援助は、惜しみなく行うことを処遇の基本方針とし、全ての職員が皆さんを応援しています。

日々の生活に慣れていくと、刑務所内の人間関係や自分自身の欲求に目が向き、本来、真摯に向き合わなければならない、事件のことや被害者の方々に対する謝罪や対応を後回しにしてしまいがちです。そんな時には、必ずこの「所内生活のしおり」を読み直してください。きっと、初心に立ち返ることができます。

自分自身が改善更生する姿を想像し、将来、社会復帰する日を目標に、頑張ってください。

じゅ けい しゃ じゅん しゅ じ こう
受 刑 者 遵 守 事 項

いわ くに けい む しょ
岩 国 刑 務 所

だい じゅけいしやじゅんしゅじこう 第1 受刑者遵守事項

つぎ さだ じこう とうしょ しゅうよう あいだ とうしょ しょくいん
次に定める事項は、当所に収容されている間（当所の職員によって
ごそう ばあい おな まも じゅんしゅじこう
護送される場合も同じ。）、守らなければならない遵守事項です。

いはん ばあい けいじしゅうようしせつおよ ひしゅうようしゃとう しょぐう かん
これに違反した場合には、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する
ほうりつ だい じょうだい こう もと どうほうだい じょうだい こう さだ
る法律」第150条第1項に基づき、同法第151条第1項に定める
ちようばつ か いはんこうい けいばつほうれい ふ
懲罰を科されることがあります。また、その違反行為が刑罰法令に触れるとき
は、さらにけいばつ か
は、さらに刑罰を科せられることもあります。

こうきんさよう がい こうい 《拘禁作用を害する行為》

とうそう
(逃走)

1 とうそう また とうそう くわだ
逃走し、又は逃走することを企ててはならない。

じさつ
(自殺)

2 じさつ くわだ
自殺を企ててはならない。

じしょうこういとう
(自傷行為等)

3 じしょう も しぶつ の こ とう しんたい がい およ こうい
自傷し、若しくは異物を飲み込む等の身体に害を及ぼすおそれのある行為
をし、また こうい くわだ
を、又はこれらの行為を企ててはならない。

むだんりせきとう
(無断離席等)

4 きよか さだ しゅうしんいち へんこう してい せきも ばしょ
許可なく、定められた就寝位置を変更したり、指定された席若しくは場所
はな また たちい きんし ばしょ た い
を離れ、又は立ち入りが禁止された場所に立ち入ってはならない。

しさつぼうがい
(視察妨害)

5 視察孔を壊し、若しくは汚損し、許可なく走り、又は隠れるなどして、職員による視察を妨害し、又は妨害することを企ててはならない。

ふせいれんらく
(不正連絡)

6 許可なく、又は許可された方法によらず、他人(自己以外のすべての者をいう。以下同じ。)、外部の団体等と連絡し、又は連絡することを企ててはならない。

きょしょく
(拒食)

7 拒食を続けてはならない。

しんりょうとう きょひ
(診療等の拒否)

8 健康診断及びその実施上必要な医学的処置を拒否してはならない。

せいめい きけん およ また たにん しっぺい かんせん
生命に危険が及ぶおそれがあるとき又は他人に疾病が感染するおそれがある

じっし しんりょうおよ いりょうじょう そち きょひ
ときに実施する診療及び医療上の措置を拒否してはならない。

《施設の安全を害する行為》

けんぞうぶつとう そんかい
(建造物等の損壊)

9 建物、設備、備品等を故意に壊し、又は壊すことを企ててはならない。

せつびとう きのうぼうがいとう
(設備等の機能妨害等)

10 電気、ガス、水道、非常ベル、通路その他の施設の設備等の機能を妨害し、

も ほんらい ようと はん もち また こうい くわだ
若しくはこれらを本来の用途に反して用い、又はこれらの行為を企ててはならない。

かきふせいしようとう
(火気不正使用等)

11 許可なく、火を^ひ発し、若しくは^も使用し、又はこれらの^{しやう}行為を^{また}企^{こうい}ててはならない。
い。

きよぎふうせつるふ
(虚偽風説流布)

12 虚偽の^{きよぎ}風説^{ふうせつ}を^{るふ}流布し、又は^{また}流布^{るふ}することを^{くわだ}企^{こうい}ててはならない。

《物品の適正管理を妨げる行為》

ぶつびんふせいせいさくとう
(物品不正製作等)

13 許可なく物品(金銭を含む。以下同じ。)を^{せいさく}製作し、^{かこう}加工し、^{しよじ}所持し、^{いんとく}隠匿し、^{こわ}壊し、若しくは^も投棄^{とうき}し、又はこれらの^{また}行為を^{くわだ}企^{こうい}ててはならない。

ぶつびんとうふせいしやう
(物品等不正使用)

14 使用を^{しやう}許^{ゆる}されている^{せつびも}設備若しくは^{ぶつびん}物品の^{かんり}管理を^{おこた}怠^{また}り、又は^{きよか}許可なくこれら^{ほんらい}を^{しやうもくてき}本来の使用^{こと}目的と^{ようと}異なる^{もち}用途に^も用い、若しくは^{さだ}定められた^{しやうほうほう}使用方法に^{はん}反して^{しやう}使用してはならない。

ぶつびんふせいじゅじゅ
(物品不正授受)

15 許可なく他人と^{ぶつびん}物品を^{じゅじゅ}授受し、又は^{また}授受^{じゅじゅ}することを^{くわだ}企^{こうい}ててはならない。

ぶつびんかつしゅとう
(物品喝取等)

16 他人の^{ぶつびん}物品を^{ぬす}盗み、^とだまし取り、又は^{また}脅し^{おど}取^とってはならない。

ふせいはいしよくとう
(不正配食等)

17 不正に、^{ふせい}配食^{はいしよく}又は^{また}喫食^{きつしよく}してはならない。

さぎやうざいりやうおそんとう
(作業材料汚損等)

18 作業製品や作業用の原材料、機械、器具等を汚損し、隠匿し、壊し、若しくは投棄し、又は故意に不良製品を製作してはならない。

(酒・たばこの製作等)

19 酒類、たばこ若しくはこれらと類似のものを製作し、所持し、隠匿し、用い(飲酒、喫煙等)、若しくは他人と授受し、又はこれらの行為を企ててはならない。

(シンナー等の吸飲)

20 シンナー又はこれと類似のものを吸飲し、又は吸飲することを企ててはならない。

《他人に迷惑を及ぼす行為》

(暴行等)

21 他人に暴行を加え、若しくは傷害を与え、又はこれらの行為を企ててはならない。

(けんか)

22 他人とけんかし、若しくは口論し、又はこれらの行為を企ててはならない。

(侮辱等)

23 他人を中傷し、ひぼうし、若しくは侮辱し、又は他人に対し粗暴な言動をしてはならない。

(脅迫等)

24 他人を脅迫し、威圧し、だまし、若しくは困惑させる言動をなし、又は

他人に対し義務なきことを強要してはならない。

《風紀を害する行為》

せいてきこういとう
(性的行為等)

- 25 他人との間で、又は他人に対して性的行為をしてはならない。他人と寝床を共にしてはならない。

こういとう
(わいせつ行為等)

- 26 故意に陰部を露出するなど、他人にわいせつな又は嫌悪の情を起こさせるような行為をしてはならない。

ぶんしんとう
(文身等)

- 27 文身を施し、又は髪若しくはまゆをそり込むなどして、勝手に容ぼうを変えてはならない。

とばくとう
(とばく等)

- 28 とばく若しくはとばく類似の行為をし、又はこれらの行為を企ててはならない。

《日課を怠る行為》

さぎょうきよひとう
(作業拒否等)

- 29 正当な理由なく、指定された作業を拒否し、怠け、又は妨害してはならない。

しどう きよひとう
(指導の拒否等)

- 30 正当な理由なく、刑執行開始時や釈放前の指導、改善指導若しくは教科指導を拒否し、又は妨害してはならない。

さぎょうあんぜんえいせいいはん
(作業安全衛生違反)

- 31 作業安全衛生に関し定められたこと又は指示されたことに違反して
作業し、その他これらに違反する行為をしてはならない。

ききょどうさじかんたいいはん
(起居動作時間帯違反)

- 32 故意に、定められた起居動作の時間帯に違反する行為をしてはならない。

しょうくわんきょうがいかうい
《処遇環境を害する行為》

おそんかういとう
(汚損行為等)

- 33 建物、設備、備品等に落書きをし、又はこれらを汚損してはならない。

ふせいせんたくとう
(不正洗濯等)

- 34 許可なく、衣類等を洗濯し、身体若しくは髪を洗い、水を用いて拭身し、
又は水をまき散らすなどして、水を不正に使用してはならない。

せいおんそがい
(静穏阻害)

- 35 壁や扉をたたくなどして騒音を発し、放歌し、口笛を吹き、正当な理
由なく大声を発するなどして、静穏な環境を害してはならない。

ふせいこうだんとう
(不正交談等)

- 36 交談を禁じられている時又は場所において、正当な理由なく話をし、又
は他人に話しかけてはならない。

こうだん きんし ときおよ ばしよ
交談を禁止する時及び場所

(1) とき

- ア 就 業 中 しゅうぎょうちゅう ただし、必要な用務ひつよう ようむに関し、静 肅かん せいしゆくかつ平 穩へいおん
- イ 就 寝 時 間 中 しゅうしんじかんちゅう (午後 9 時ごご じから翌 朝 起 床 時よくあさきしょうじまで)
- ウ 人 員 点 検 中 じんいんてんけんちゅう
- エ 連 行 中 れんこうちゅう
- オ 独 居 運 動 中 どつきょうどうちゅう
- カ クラブ活 動 等 集 団 行 事 的 待 ち 合 わ せ 時 間 中 かつどうとうしゅうだんぎょうじ ま あ じかんちゅう
- キ その他職 員 从 交 談 禁 止 時 間 たしよくいん こうだん きんし とき

(2) 場所

- ア 現 に 拘 禁 され ている 居 室 と そ の 他 の 場 所 と の 間 げん こうきん きよしつ た ばしよ あいだ
- イ 診 察 室 (待 合 室 を 含 む 。) しんさつしつ まちあいしつ ふく
- ウ 入 浴 場 (待 合 場 所 を 含 む 。) にゅうよくじょう まちあいばしよ ふく
- エ 講 堂 (集 会 室 、 教 室 を 含 む 。) こうどう しゅうかいしつ きょうしつ ふく
- オ 出 廷 時 、 護 送 中 の 車 中 等 しゅつていじ ごそうちゅう しゃちゅうとう
- カ トイレ
- キ 洗 面 所 せんめんじょ
- ク 廊 下 ろうか
- ケ その他職 員 从 交 談 禁 止 場 所 たしよくいん こうだん きんし ばしよ

(3) その他

しょくいん きりついじ また きょうせいしょぐう もくてきたっせい ひつよう みと
職員が規律維持、又は矯正処遇の目的達成に必要ながあると認めて、

こうだんきんし しじ ばあい
交談禁止を指示した場合

ざんぱんとうきとう
(残飯投棄等)

37 ざんぱん とう しょてい ぼしよいがい ぼしよ とうき また は ち
残飯、ごみ等を所定の場所以外の場所に投棄し、又はたんやつばを吐き散

らすなど、しせつ かんきょうえいせい がい こうい
らすなど、施設の環境衛生を害する行為をしてはならない。

《しせつ しょくいん せいとう しょくむこうい さまた こうい
施設の職員の正当な職務行為を妨げる行為》

はんこう
(反抗)

38 しょくいん たい こうべん むし た ふとう ほうほう はんこう
職員に対し、抗弁、無視その他の不当な方法で反抗してはならない。

しょくむしっこうぼうがい
(職務執行妨害)

39 しょくいん しょくむ しっこう ぼうこう きょうはく た ほうほう さまた
職員の職務の執行を、暴行、脅迫その他の方法で妨げてはならない。

はんぶくようきゅう
(反復要求)

40 しょくいん たい きょうよう ようきゅう く かえ おこな
職員に対し、強要にわたるような要求を繰り返して行ってはならない。

しゅうだんけいせい
(集団形成)

41 たにん たい きょうはく いあつ も ようきゅうまた しょくいん たい はんこう
他人に対する脅迫、威圧、若しくは要求又は職員に対する反抗を

もくてき しゅうだん けいせい また けいせい くわだ
目的として、集団を形成し、又は形成することを企ててはならない。

ぼうどうとう
(暴動等)

42 しゅうだん さわ ぼうどう お も くわ また こうい
集団で騒ぎ、暴動を起こし、若しくはこれに加わり、又はこれらの行為

くわだ
を企ててはならない。

てんけんとう きよひとう
(点検等の拒否等)

- 43 職員による人員点検又は身体、着衣、居室若しくは物品の検査を拒否し、又は妨害してはならない。

きよぎしんこく
(虚偽申告)

- 44 職員の職務上の調査、質問等に対して、虚偽の申告をしてはならない。

《そそのかし等》

けいばつほうれいいはん
(刑罰法令違反)

- 45 刑罰法令に違反する行為をしてはならない。

そそのか こういとう
(唆し行為等)

- 46 他の被収容者に対して、遵守事項又は特別遵守事項に違反することをあおり、唆し、又は援助してはならない。

だい しょくいん しじ たい いはん
第2 職員の指示に対する違反

だい じゅんしゅじこう いはん ばあい けいじしゅうようしせつおよ ひしゅうようしゃ
第1の遵守事項に違反した場合のほか、「刑事収容施設及び被収容者

とう しょう かん ほうりつ だい じょうだい こう きてい もと しょくいん おこな
等の処遇に関する法律」第74条第3項の規定に基づき職員が行っ

けいじしせつ きりつおよ ちつじょ いじ ひつよう せいかつおよ こうどう
た刑事施設の規律及び秩序を維持するために必要な生活及び行動につい

しじ いはん ばあい どうほうだい じょうだい こう もと どうほうだい
ての指示に違反した場合にも、同法第150条第1項に基づき、同法第

じょうだい こう さだ ちょうばつ か
151条第1項に定める懲罰を科されることがあります。